

# IMES DISCUSSION PAPER SERIES

全世界所得課税確保のための  
海外金融資産・所得の把握手法  
—米国の適格仲介人(QI)レジーム・  
FATCAレジームの展開—

たなか あきら  
田中 良

Discussion Paper No. 2011-J-10

# IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法 —米国の適格仲介人(QI)レジーム・FATCAレジームの展開—

たなか あきら  
田中 良\*

### 要 旨

本稿では、日本の居住者に対する全世界所得課税が適正に実現されるために必要と考えられる居住者の海外金融資産・所得に関する情報を課税当局が把握する手法について検討を行う。現在、居住者の海外金融資産・所得が必ずしも十分に日本の課税当局において把握されておらず、適切な申告がなされていないという問題が指摘されている。この問題に対する取組みとして、海外金融資産・所得の多くが外国の金融機関等を通じて保有されていることに注目し、外国の金融機関等に対して日本の居住者の金融資産・所得に関する情報を、租税条約上の情報交換制度によらず、直接、日本の課税当局に報告させる仕組みについて検討を行う。米国では、外国の金融機関等を通じた米国投資に対する源泉徴収を利用して外国の金融機関等に居住者の口座等に関する情報を報告させる仕組みとして、適格仲介人(QI)レジーム、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の展開がみられる。そこで、本稿においては米国におけるこれらの制度について分析し、日本の税制への示唆を得る。

キーワード：全世界所得課税、海外金融資産・所得、源泉徴収、報告義務、適格仲介人、外国口座税務コンプライアンス法

JEL classification: H26、K34

\* アンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士 (E-mail: akira.tanaka@amt-law.com)

本稿は、筆者が日本銀行金融研究所客員研究生の期間において行った研究をまとめたものである。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

## 目 次

1. 居住者の海外金融資産・所得の把握の必要性 .....	1
2. 日本の課税当局による海外金融資産・所得把握の手段の状況 .....	3
(1) 海外金融資産・所得把握のための手段.....	3
(2) 日本の課税当局のアプローチ.....	6
(3) 現状の評価、新たなアプローチの可能性 .....	6
3. 米国における QI レジーム導入の背景 .....	8
(1) QI レジーム導入以前の源泉徴収・報告制度 .....	8
(2) QI レジーム導入以前の源泉徴収規則の問題点 .....	10
4. QI レジーム .....	12
(1) QI 規則制定の目的 .....	12
(2) QI 規則の概要.....	13
5. QI レジームの評価 .....	23
(1) QI レジームに対する肯定的評価.....	24
(2) QI レジームについて指摘されている問題点 .....	25
(3) オバマ政権の下における QI レジーム強化を目的とした税制改革案.....	29
6. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) .....	32
(1) 従前の源泉徴収・報告制度 (QI レジーム) を維持したうえでの新たな制度の構築 ...	33
(2) FATCA の目的 .....	33
(3) 外国金融機関 (FFI) に対する支払いと、非金融外国事業体 (NFFE) に対する支払いに区分した規律 .....	34
(4) FFI への支払いに関する源泉徴収等の取扱い.....	35
(5) NFFE への支払いに関する源泉徴収等の取扱い .....	44
(6) 還付に関連する規定等.....	45
(7) FATCA レジームのインプリケーション : QI レジームとの比較を中心に .....	46
7. FATCA レジームの評価.....	51
(1) FATCA レジームの問題点 .....	51
(2) 小括と今後の展望 .....	63
8. 米国税制の発展から得られる日本への示唆 .....	65
(1) FATCA レジームに類似する制度を導入することの実現可能性を高める事情 ..	65
(2) FATCA レジームに類似する制度を導入することにつき政策論・法律論の両面から問題点が多く存すること .....	69
(3) 結論と展望 .....	74

## 1. 居住者の海外金融資産・所得の把握の必要性

居住者に対する全世界所得課税は、日本の税制における基本的な政策である。また、日本では所得税について申告納税方式が基本的に採用されており、居住者は海外で得た所得について自主的に適正に申告することが求められている。

納税者が、税法に従って自主的に適正な所得を申告するのは、申告漏れ・脱税の場合のペナルティが重いことだけでなく、申告しなかった所得を日本の課税当局<sup>1</sup>に把握される可能性が高いと認識していることが背景にあると考えられる。もし、日本の課税当局が所得を把握していないと考えた場合、納税者は自主的に適正な所得を申告しなくなるかもしれない。実際、納税者が海外に有する金融資産およびそこから生じる所得については、日本の課税当局が十分に把握できず、適切な申告がなされないおそれがあると認識されてきた。

すなわち、日本においては、1998年の外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の改正により内外への資金移動の自由化が進み、その後のペイオフの解禁やバブル崩壊後の低金利という背景事情もあり、納税者の海外投資が拡大してきた<sup>2</sup>。そして、外為法の改正の当時において、既に、外国銀行への預金から得られる利子に対する課税漏れ、外国証券会社を通じた証券投資から得られる収益に対する課税漏れ等の課税上の問題が生じることが指摘されていた<sup>3</sup>。課税漏れとなりうる所得は、国外源泉所得だけではなく、国内源泉所得も含まれる。

また、平成23年度税制改正では高所得者への所得課税強化（給与所得控除の見直し等）や相続税の強化（基礎控除の引き下げや税率の引き上げ等）が見込まれているところであるが<sup>4</sup>、高所得者層への課税強化の傾向が今後も継続するとした場合、海外金融資産・所得<sup>5</sup>の把握が困難なままであれば富裕層の海外金融資産・所得の蓄積をさらに拡大させる可能性もある。今後、海外金融資産・所得から生じる所得に対する課税漏れの問題がさらに重要性を増すことも予想され、したがって、この問題を解決することの重要性も高まると考えられる<sup>6</sup>。

---

<sup>1</sup> 国税の賦課徴収を担当する国税当局（国税庁・国税局・税務署）を念頭に置いており、例えば、地方税の賦課徴収を担当する地方公共団体、および、犯罪捜査等を担当する警察機関は念頭に置いていない。

<sup>2</sup> 田内 [2006]。

<sup>3</sup> 中里 [1997a] 210 頁、中里 [1997b] 28 頁、占部 [1999] 51 頁。

<sup>4</sup> 平成23年度税制改正大綱。

<sup>5</sup> 以下「海外金融資産・所得」とは海外金融資産およびかかる資産から生じる所得の意味で用いる。国外源泉所得に限定する意図は存しない。

<sup>6</sup> 国税庁 [2010] 7 頁において、「海外で受け取った収入を申告しない事案…が見受けられ

この問題を解決するためには、日本がこれまで海外金融資産・所得を把握するために採用してきた主な手段の現状を分析したうえで、従来の手段の強化を検討することはもちろんのこと、新たな手段を採用する必要の有無を検討する必要がある。本稿は、新たな手段として、日本への投資が主に外国の金融機関等を通じて行われていることを利用して、外国の金融機関等に日本の居住者の口座等の情報を日本の課税当局に直接提供させる制度の導入可能性、かかる制度の導入に際して生じうる問題点につき検討するものである。なお、海外金融資産・所得の把握は相続税の適正な課税においても重要であるが、本稿ではさしあたり所得税の適正な課税を目的として検討を行う。

本稿の構成の概要は、以下のとおりである。2節において、日本の課税当局が居住者の海外金融資産・所得把握のために現在採用している手段の状況について概観する。そのうえで、居住者の海外金融資産・所得を把握するために、海外の金融機関に対して居住者の金融資産の状況を直接日本の課税当局に報告させるアプローチを採用する可能性を検討する。3節から7節においては、日本と同様に居住者に対する全世界所得課税方式を採用している米国において<sup>7</sup>、海外の金融機関に対して居住者の金融資産の状況を米国の課税当局に報告させる手法が形成・発展してきていることから、米国の状況を概観する。特に2001年に導入されたQIレジーム<sup>8</sup>および2013年より適用されることが見込まれているFATCAレジーム<sup>9</sup>に重点をおく。8節においては、米国における税制の展開から日本への示唆を得る。具体的には、QIレジームあるいはFATCAレジームと同様の制度を日本に導入すべきか否か、導入に当たって生じうる問題点等の検討を行う。

なお、執筆に用いた法令等は、2011年3月1日現在のものである。

---

ます」との記述がある。水谷・藤澤・水野 [2011] 24 頁において、水谷年宏国税庁国際調査管理官が、海外取引調査について、海外で受け取った収入隠しが問題となっている旨指摘している。

<sup>7</sup> ただし、米国では米国内に居住していなくとも米国市民であることにより全世界所得課税が行われる等、日本と状況が全く同一であるということではない。

<sup>8</sup> 4節参照。なお、英語文献では、QI regime のほかに、QI program、QI system といった表現もみられる。

<sup>9</sup> 6節参照。

## 2. 日本の課税当局による海外金融資産・所得把握の手段の状況

### (1) 海外金融資産・所得把握のための手段

#### イ. 海外金融資産に関する情報申告制度

まず、納税者自身から情報を取得する方法が考えられる。日本においては、2,000万円を超える所得を有する個人に対して、所有資産等を記載した財産債務明細書の提出が義務付けられている(所得税法 232 条)。しかしながら、違反した場合の罰則もないこともあり、十分なコンプライアンス確保の手段とはなっていないようである。

これに対して、例えば、米国においては、海外の銀行口座に関する情報を自己申告させる制度が 1977 年に導入されており、この制度において、納税者は、確定申告書に海外銀行口座の有無を記載し、残高が 1 年に一度でも 1 万ドルを超えた場合には、報告義務を負うことになっている。違反に対しては、1 口座毎に最高 1 万ドルまでの罰金が課される。故意の場合には、10 万ドルもしくは、口座残高の 50%のいずれか大きい金額以下の罰金のほか、悪質で意図的に申告を怠ったとみなされた場合、5 年以下の懲役に処せられる<sup>10</sup>。

納税者に海外金融資産の存在と内容を適正に申告してもらえれば課税当局にとっては好都合であるが、日本ではこのような金融口座の情報申告制度が不十分であると思われる。

#### ロ. 納税者本人に対する質問検査

税務職員は、納税者に対して質問し、保持する書類等の物件を検査することができる(所得税法 234 条 1 項 1 号等)。しかしながら、調査の端緒となる情報を把握していない場合、質問検査によって十分な情報が納税者から自発的には提供されない可能性がある。

#### ハ. 国外送金等調書制度

前述したように、外為法の改正当時において、海外金融資産・所得の把握の困難性が問題となっていた。そこで、外為法の改正と併せて、日本からの

---

<sup>10</sup> 石井 [2010] 18 頁。米国に限らず、例えばフランスやカナダも海外金融資産を保有する者に対して報告義務を課している。

送受金の事実を捉えることにより海外投資を把握する目的で国外送金等調書制度が導入されている<sup>11</sup>。これは、日本国内の金融機関から間接的に納税者の海外金融資産・所得に関する情報を取得しようとする制度であると評価できる。

国外送金等調書制度により、国外送金等を行おうとする者は、原則として国外送金等をする際に、その氏名・名称、住所等を記載した告知書を国内の金融機関（銀行・郵便局等<sup>12</sup>）に提出する必要がある。告知書の提出をする場合には、原則として運転免許証や国税・地方税の領収証書等の確認書類を提示する必要がある。そのうえで、国内の金融機関は、200万円を超える国外への送受金について、国外送金等調書を税務署に提出することとされた。なお、海外取引を行う個人・法人が増加していることや200万円の下限額ぎりぎりでも繰り返し送金を行っている者が見られることから、報告対象となる送受金の金額の下限については引き下げが行われ、平成20年度税制改正においては、100万円を超える国外への送受金を対象としており、報告の範囲が拡大されている。

この制度のもとで、日本の金融機関を通じた海外送金については相当程度把握がなされており海外金融資産から生じる所得についての税務調査の端緒として有効であるとみられる。しかしながら、海外金融資産から生じる所得を完全に把握するには不十分といわざるをえないという認識が持たれている<sup>13</sup>。具体的な問題としては、海外送金後の海外銀行口座の残高の推移や資産状況等を把握できないことが実態解明の大きな障害となっていると考えられている<sup>14</sup>。

## 二. 海外に所在する金融機関等に対する質問検査

海外に所在する金融機関等から納税者の金融資産に関する情報を直接取

---

<sup>11</sup> 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 1 条は、「納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調書の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的とする。」と規定している。

<sup>12</sup> 資金決済法の成立に伴い、資金決済法 2 条 3 項に規定される「資金移動業者」を含む改正がなされた（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令 2 条 4 号）。

<sup>13</sup> 田内 [2006] 166 頁～167 頁。

<sup>14</sup> 石井 [2010] 18 頁。

得することも考えられる。

確かに、税務職員は、納税者の取引関係者に質問し、それらの者の保持する書類等の物件を検査することができる（所得税法 234 条 1 項 3 号等）<sup>15</sup>。しかしながら、国際法上、日本の執行管轄権は外国の主権国家には及ばないため、相手国の同意がない限り、日本の質問検査権を外国の領域内で行使することはできない。仮に、相手国の同意が得られたとしても、調査対象者から質問検査を拒絶された場合には、強行することはできず、また我が国の罰則は他国に適用できないと解されていることから、調査拒否に対して罰則等を適用することもできないと考えられる<sup>16</sup>。したがって、海外金融資産を把握するための外国銀行等に対する質問検査には実効性の面において大きな制約が存することになる。

また、質問検査は基本的にはアド・ホックな対応であり課税当局が主体となって行うものであるため、課税当局のマンパワー等の影響も受け易いという問題もある。

#### ホ. 情報交換制度<sup>17</sup>

海外金融資産が所在する外国の政府・課税当局から情報を取得するというアプローチもある。租税条約に基づく情報交換制度がそれであり、租税条約締結国との間でしか利用できないという制約はあるが、最近では、租税情報交換協定（Tax Information Exchange Agreement, TIEA）の締結相手国も拡大していることもあり有望な手段ということが出来る。現在では、例えばケイマン諸島やバーミューダへの情報提供要請も可能になっている<sup>18</sup>。

取得できる情報の範囲については、2005 年に追加された OECD モデル租税条約 26 条 5 項に、単に銀行その他の金融機関が情報を保有しているという理由だけで情報提供を拒否することができない旨規定されているように、銀行の口座情報も情報交換の対象となりうる<sup>19</sup>。

もっとも、タイムリーな情報交換を実現できるかどうかは確実とはいえないという問題があるほか、外国の課税当局が日本に提供できる情報は自らが

---

<sup>15</sup> このような調査を反面調査という。最決昭和 48 年 7 月 10 日刑集 27 卷 7 号 1205 頁、最判昭和 58 年 7 月 14 日訟務月報 30 卷 1 号 195 頁は、客観的な必要性があると認められる場合には、本人調査を経ないで反面調査を行うことを認める趣旨と解される。

<sup>16</sup> 永井 [1999] 404 頁。

<sup>17</sup> この点に関する最近の展開については増井 [2011] を参照。

<sup>18</sup> 国税庁 [2010] 9 頁。今後、スイスや香港との情報交換も可能となる予定である。

<sup>19</sup> 個人の課税問題との関連性の程度等によっては、要請に応じられないということもありうるが、ここでは詳細には立ち入らない。

把握可能な情報に限られるから、外国の課税当局が自国内の金融機関の口座の情報を適時に的確に把握できることが我が国にとっても重要な問題となる<sup>20</sup>。

## (2) 日本の課税当局のアプローチ

居住者の海外金融資産・所得の把握に対する日本の課税当局のスタンスを理解するには、国税庁の資料が参考になる。海外金融資産の把握の問題については、国税庁 [2010] 7頁において、以下のように述べられている。

「経済の国際化の進展により、企業や国境を超えた事業・投資活動が活発化しています。こうした中、海外で受け取った収入を申告しない事案…が見受けられます。国税庁においては、こうした状況に的確に対応するため、国外送金等調書などの資料情報を活用し、…調査を実施しています。特に近年においては、租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、外国税務当局との協力を図り、国際的な租税回避等に的確に対応しています。」

これによれば、国外送金等調書制度や情報交換制度を軸に、海外金融資産・所得の的確な把握を目指していると思われる。また、情報交換に比較的力点を置こうとしているようにも思われる<sup>21</sup>。

## (3) 現状の評価、新たなアプローチの可能性

以上概観したとおり、現在の日本の課税当局が採用している手段にはそれぞれ問題点が存するが、改善・改良の余地もある。例えば、情報申告制度については、諸外国の例にならい、海外の金融口座についての情報を納税者に申告させる制度を新設すること等も提案されている<sup>22</sup>。情報交換制度については、租税条約・租税情報交換協定 (TIEA) の締結国をさらに拡大する等ネットワークを強化することが提案されている<sup>23</sup>。

---

<sup>20</sup> 自国の課税利益が無ければ銀行情報を収集できず相手国（日本）に情報提供ができないということもありうる。日本の情報交換制度における様々な解釈論上の論点について増井 [2011] 参照。

<sup>21</sup> 日本の情報交換制度の展開について増井 [2011] 参照。

<sup>22</sup> 田内 [2006]、石井 [2010]。

<sup>23</sup> 田内 [2006]。TIEA の有効性に関する議論について増井 [2011] 参照。

本稿では、それぞれの手段の改善方法について詳細に論じることはせず、海外金融資産・所得の情報が外国の金融機関等に所在することに着目し、外国の金融機関から質問検査によらず直接情報を取得するアプローチを採用することが有用である可能性があることを論じる。

金融資産の情報を取得する場合、かかる情報が存在するところから取得するのが正攻法であり、最も直接的なものは、当然のことながら金融資産の情報について十分に認識していると想定できる納税者から直接取得することである。しかしながら罰則等を強化するとしても別の方法で金融資産が把握されないと見越した納税者は素直に海外金融資産の情報を提供しないかもしれない<sup>24</sup>。

そこで、納税者本人以外から情報を取得する方法を検討する必要性が生じる。日本の居住者の海外金融資産の情報が存在するのは、日本の居住者が口座を開設・維持している海外の金融機関等であると考えられる。したがって、海外の金融機関等に対して、日本の課税当局に日本の居住者である顧客の金融資産の情報を、直接、提供させる仕組みを構築することが考えられる。これは質問検査とは異なり、より一般的・恒常的に日本の居住者の金融資産の情報提供を適時に求めるという発想である。

もっとも、海外の金融機関等としては面倒な事務負担をしてまで、日本に対してそのような情報を提供したくはないと考えられる。仮に法律上そのような義務を負わせたところで、執行管轄権の限界があることや、そもそも、そのような義務に従うインセンティブが基本的には存在しないと思われ、エンフォースメントの確保は困難であると考えられる。

しかしながら、日本に対しては外国から相当の投資がなされており、そのような投資は、基本的に外国の金融機関等を通じて行われている<sup>25</sup>。そして、日本は、国内源泉所得の支払いについて源泉徴収を行う制度を有している<sup>26</sup>。し

---

24 情報交換制度を強化することにより、納税者が自らの金融資産の情報が交換されることを恐れて、自発的に情報を日本の課税当局に提供するように誘導することも 1 つの方策であるが、本稿では 1 国のみで対応できる手法についての検討を中心とするため、この点については深入りしない。情報交換を中心とした 2 国以上の協力による対応については、増井 [2011] を参照。

25 外国金融機関は、投資家の資産を預かる（グローバル）カストディアンとして投資の中継点となるだけでなく、自己勘定で投資する場合もありうる。

26 ここでは投資所得の代表的な存在である利子や配当を主に念頭に置く。非居住者・外国法人について所得税法 212 条 1 項、213 条、161 条。なお、国債非居住者非課税制度（租税特別措置法 5 条の 2）や振替社債利子非課税制度（租税特別措置法 5 条の 3）等源泉徴収に関する特例措置も存在し、租税条約による減免の可能性もある。居住者に対する源泉徴収については、所得税法 181 条、182 条参照。内国法人に対する源泉徴収については、所得税

たがって、多くの外国金融機関は、日本の源泉徴収制度の影響を大きく受ける構造になっており、源泉徴収制度の仕組みを併用することによって、外国金融機関に日本の居住者の金融資産の情報申告を行わせるインセンティブを付与することが可能となりうる<sup>27</sup>。本稿は、このようなアプローチを検討対象とする。

経済大国である米国においては、源泉徴収制度と金融資産の報告制度を組み合わせる巧妙な手法を採用して全世界所得課税に服する米国居住者、米国市民の海外金融資産・所得の把握につき一定の成果を挙げてきているが、他方でかかる手法を強化することは金融機関に過度な負担を課すこととなり、米国投資を妨げかねないという問題等も指摘されている。そこで、以下では、米国の制度の展開を概観したうえで、検討を行う。

### 3. 米国における QI レジーム導入の背景

#### (1) QI レジーム導入以前の源泉徴収・報告制度

2001 年に QI レジームが導入される以前における、米国非居住者外国人 (nonresident alien individuals)・外国法人 (foreign corporations) および米国人 (U.S. non-exempt recipient)<sup>28</sup>の米国に対する投資に関する米国の源泉徴収・報告制度の概要は以下のようなものであった<sup>29</sup>。米国人の米国投資と米国非居住者外国人・外国法人の米国投資とでは大きく異なる源泉徴収・報告制度が採用されていることが特徴的である。

#### イ. 米国非居住者外国人・外国法人へ支払われる所得に対する源泉徴収・報告

---

法 212 条 3 項、213 条、178 条参照。

<sup>27</sup> なお、後述するとおり、租税特別措置法に規定されている振替国債、振替地方債、振替社債の非居住者非課税措置の適用に関する適格外国仲介業者制度では、制度が適用される投資対象の範囲や外国金融機関に課される義務内容が相当に限定的ではあるものの、源泉徴収の仕組みを前提として、外国金融機関に外国人投資家の非課税措置適用に関する資料提出を求めることが可能となっている。しかしながら、適格外国仲介業者制度は、居住者の金融資産・所得に関する情報収集を本来的目的とする制度ではない。

<sup>28</sup> 一般に、米国市民、米国居住者が U.S. non-exempt recipient に該当し、3 節から 5 節において米国人と表記する。

<sup>29</sup> U.S. exempt recipient (米国法人等) の取扱いについては、議論の簡単化のために、省略する。

## 制度

米国非居住者外国人・外国法人に支払われる米国源泉の FDAP 所得 (Fixed, Determinable, Annual, Periodical Income. 利子、配当、レント収入、ロイヤルティ等をいう。) には、通常そのグロス金額に対して 30% の源泉徴収税が課される<sup>30</sup>。ただし、(i) 銀行預金の利子<sup>31</sup>、ポートフォリオ利子<sup>32</sup>、資産の譲渡益は原則として FDAP 所得として課税されない。また、(ii) 米国との租税条約締結国の居住者に支払われる米国源泉 FDAP 所得について、租税条約に基づく軽減・免除措置がある。

FDAP 所得の支払人は、受取人が軽減税率ないし免除の適用を受けられる外国人の受益者であると信頼できる適正な届出書 (様式 W-8<sup>33</sup>) に基づいて支払いをなす場合には、30% の源泉徴収をする必要はなく、米国人へ支払われる所得であると信頼できる届出書 (様式 W-9) に基づいて支払いをなす場合にも、30% の源泉徴収をする必要はない。FDAP 所得の支払人は、支払いについて様式 1042 および 1042-S により支払いが行われた年の翌年 3 月 15 日までに、内国歳入庁 (Internal Revenue Service, IRS) に対して報告をしなければならない<sup>34</sup>。

## ロ. 米国人へ支払われる所得に対する源泉徴収・報告制度

---

<sup>30</sup> 内国歳入法 1441 条。利子については、支払人が居住者・内国法人であれば米国源泉となる。ただし、外国法人の米国支店によって支払われるものも米国源泉となる (内国歳入法 861(a)(1)条、884(f)(1)条)。配当は、支払人の設立地によって定まり、内国法人によって支払われれば原則として米国源泉となる (内国歳入法 861(a)(2)条、862(a)(2)条)。レント収入は、賃貸資産 (有形・無形を問わない) の所在地に従って源泉地が定まり、米国所在の資産によって生じるレントは、米国源泉となる (内国歳入法 861(a)(4)条)。使用料については、ロイヤルティが支払われる資産 (有形・無形を問わない) の使用地によって源泉地が定まる (内国歳入法 861(a)(4)条)。

<sup>31</sup> 内国歳入法 871(i)条、881(d)条。

<sup>32</sup> 内国歳入法 871(h)条、881(c)条。1984 年以来、米国は、米国非居住者外国人および外国法人に支払われる米国源泉のポートフォリオ利子に対して源泉徴収税を課してこなかった。この課税除外規定については、①借主の株式の 10%以上の議決権を (直接または間接に) 保有する外国貸主に対する利子、②関連者から被支配外国法人 (Controlled Foreign Corporation, CFC) が受け取る利子に対しては適用されない等、いくつかの例外が設けられている。

<sup>33</sup> QI レジーム導入以前には現在利用されている様式 W-8BEN、W-8ECI、W-8EXP は導入されていない。

<sup>34</sup> 財務省規則 1.1461-1(b)条、同(c)条。

米国源泉の FDAP 所得を米国人に支払う場合において、所得の支払人は、その支払いについて様式 1099 により内国歳入庁に対して報告をしなければならない。また、所得の支払人は、米国人の受取人から受取人の氏名と納税者番号 (Taxpayer Identification Number, TIN) を記載した様式 W-9 が提出されなかったときは、グロスの支払額に対して 31% のバックアップ源泉徴収を行わなければならない<sup>35</sup>。様式 W-9 を提出すれば、バックアップ源泉徴収はなされないが、米国人は申告納税をしなければならない<sup>36</sup>。

## (2) QI レジーム導入以前の源泉徴収・報告制度の問題点

源泉徴収の基本的な枠組みとして自己証明システム (Self-Certification System) が採用されていることに起因して問題が生じていた。すなわち、源泉徴収規則において、所得の受取人は源泉徴収義務者<sup>37</sup>に対して自らが米国人であるのかそれとも米国非居住者外国人・外国法人であるのか、後者であるとして軽減税率の適用を受けられる資格があるのかどうかということ自らが証明し (self-certification)、源泉徴収義務者はこれらの自己申告を受けて適切な税率で源泉徴収していることを保証しなければならないという仕組みになっていたところ<sup>38</sup>、このような仕組みについては、適切に源泉徴収されているか否かを内国歳入庁が監査することが困難であるという問題があった<sup>39</sup>。源泉徴収規則上、源泉徴収義務者が様式 W-8 の有効性判断を行うことについての監査等は要求されておらず、実際のところ、源泉徴収義務者が受け取った様式 W-8 の有効性を正確に確認することは困難であった。その結果、米国の投資家は自らを非居住者と偽って、非居住者に対する源泉徴収の免除・軽減措置を受け、脱税することができた<sup>40</sup>。

---

<sup>35</sup> バックアップ源泉徴収とは、内国歳入法 3406 条に規定される源泉徴収である。通常であれば源泉徴収の必要がない支払いについて、納税者番号を支払人に提供しない場合など一定の場合に源泉徴収が必要になる。所得の申告の際に、納付済みのバックアップ源泉徴収税を控除することができる。なお、現在の内国歳入法 3406 条のもとのバックアップ源泉徴収税率は 28% である。

<sup>36</sup> 様式 1099 に記載されたデータが、納税者が提出した所得の申告書と照合される。Collins [2000] pp. 3-4.

<sup>37</sup> FDAP 所得の支払人など米国の源泉徴収制度に基づく源泉徴収義務を負う者を意味する。3 節において以下同じ。

<sup>38</sup> Joint Committee on Taxation [2009b] p. 150.

<sup>39</sup> Id.

<sup>40</sup> Id.

また、所得の種類に応じて源泉徴収・報告制度が異なっており、特に米国株式への投資所得に対する適切な課税ができないということが問題となっていた<sup>41</sup>。すなわち、米国非居住者外国人・外国法人に支払われる米国源泉配当金への軽減税率適用について「アドレスルール」が存在し、租税条約締結国に住所をもつ米国源泉配当金の受取人は、基本的に租税条約締結国の居住者として軽減税率の恩恵を享受することができた。すなわち、このルールでは、源泉徴収義務者は、受取人が軽減税率の適用がなされる租税条約締結国の居住者ではないということを特別に知るものでなければ、外国住所の国との租税条約に基づく軽減税率で税金を徴収することとなっていた。また、租税条約の恩恵を享受するための手続は様式 W-8 を提出するだけであり、源泉徴収義務者はその提出を受けていれば軽減税率を適用することができる状況にあった。このほか、仲介機関に対する義務が整備されていないという問題もあった<sup>42</sup>。

以上を要約すれば、主に下記のような問題が生じていたということが出来る。

- ① 米国人が、外国金融機関に口座を持ち、非居住者と偽って、米国の証券等に投資して、米国所得税を回避していた。
- ② 米国との間に租税条約を締結していない国の居住者（米国非居住者・外国法人）が、租税条約が締結されている国の居住者であると偽って、米国の源泉徴収税を免れていた。

対米投資取引が増加し、これらの問題点が発覚し、租税条約に基づく減免システムが不正行為に対して脆弱であるという問題点が米国議会で指摘されるようになった<sup>43</sup>。そこで、内国歳入庁は 1982 年に、租税条約による軽減税率の特典を享受するためには、外国の税務当局からの居住証明書入手する必要があるとの規則案を発表したが、これに対しては、源泉徴収義務者に過度な負担を強いるものであるとして、最終規則には至らなかった。これを受けて、1993 年には、米国議会が内国歳入庁の非居住者に対する源泉徴収・報告制度について監査を実施し、新たに対策本部が設けられた。そして、この対策本部から米国での投資所得を有するすべての外国投資家に納税者番号を取得させるという意見書が提出された。これに対しても、金融界等の関係業界の反対が大きく、外国投資家に米国の納税者番号制度を強制すれば、国際金融市場の混乱を招き、

---

41 デネヒー・沢村・コリンズ [2000a] 8 頁～10 頁。

42 Karlin and Ahn [1996] p. 2.

43 デネヒー・沢村・コリンズ [2000a] 8 頁～10 頁。

米国株式への海外からの投資が皆無になると主張された<sup>44</sup>。

このように、源泉徴収・報告制度の大幅な改正の必要性を認識していたのは、主に米国政府であったが、源泉徴収義務者も所得の最終受益者からの必要書類を入手できなかった場合に直面する監査リスクの問題があったことから、源泉徴収・報告制度の改正の必要性を認識していた。すなわち、源泉徴収義務者である米国の金融機関がローカル・カストディアンとして外国の仲介金融機関（グローバル・カストディアン）の大量の証券口座を抱えている場合には、受益者の本人確認は極めて困難であり、このことにより、源泉徴収義務者である米国金融機関は、源泉徴収義務の不履行に関する大きなリスクを抱え、カストディ業務による利益に比して過大な負担となっていると認識していた<sup>45</sup>。

このような背景から、米国金融機関の協力もあり、源泉徴収・報告制度の改正の動きが進み、以下に述べる QI 規則の制定に至った。

## 4. QI レジーム

### （1）QI 規則制定の目的

1997年10月14日、内国歳入庁は、1986年内国歳入法（Internal Revenue Code of 1986. 以下「内国歳入法」という。）1441、1442、1443条に規定する米国非居住者・外国法人に対して支払われる米国源泉所得に対する源泉徴収に関して、財務省規則（Treasury Regulations）を発表した。2000年5月15日には修正規則を発表した（これらを合わせて「QI 規則」という。）<sup>46</sup>。最終的に発効したのは、2001年1月1日である（本稿においては、この QI 規則に基づく源泉徴収・報告制度を「QI レジーム」という。）。

この新規則が制定された主要な目的は、①外国人・外国法人の投資家に租税条約上適切な源泉徴収税率を課すことと、②外国口座を通じて米国有価証券に

---

<sup>44</sup> 同上9頁。景山 [2002] 311～312頁。

<sup>45</sup> Joint Committee on Taxation [2009b] p. 155. なお、同報告書同頁注 454 ではスティーブン・シェイ（Steven E. Shay）氏が米国議会の公聴会で「米国の源泉徴収義務者が外国銀行を受益者として取扱い、源泉徴収規則に反して源泉徴収を怠っていることは公然の秘密であった」と証言したことが紹介されている。

<sup>46</sup> デネヒー・沢村・コリンズ [2000a] 10頁。

投資する米国人を洗いだすことにある<sup>47, 48</sup>。

## (2) QI 規則の概要

新財務省規則は、外国の金融機関等の仲介機関を通じた支払いに関して、外国の金融機関等の仲介機関が適格仲介人 (QI, Qualified Intermediary. 以下「QI」という。) である場合とそうでない場合 (非適格仲介人 (NQI, Non Qualified Intermediary. 以下「NQI」という。)) とで、異なった源泉徴収・報告ルールを有することになった<sup>49</sup>。

### イ. QI とは何か

QI とは、財務省規則 § 1.1441-1(e)(5)(ii) に定義された者のことであり、内国歳入庁と QI 契約を締結した、①外国金融機関および外国のクリアリング機関 (米国支店または米国事務所は除く)<sup>50</sup>、②米国金融機関の外国支店または外国事務所、③自らの株主のために租税条約の特典を請求する場合における外国法人、④その他内国歳入庁の認める者がこれに該当する。

財務省規則の内容を前提として、モデル QI 契約がレベニュー・プロセデュア 2000-12 (Rev. Proc. 2000-12) の 4 条において定められており、実際の QI 契約はこのモデル QI 契約に沿って締結されている (以下、モデル QI 契約を「QI 契約」という。)<sup>51, 52</sup>。

---

47 デネヒー・沢村・コリンズ [2000b] 28 頁、Collins [2000] p. 2.

48 なお、①の目的については、「米国への資金流入を阻害することなく、条約の濫用を防止することを旨とする」ということもできると思われる。中山 [2006] 148 頁参照。

49 なお、QI レジームの改正により、パートナーシップや信託が QI と同様に内国歳入庁と契約を締結して QI と同様の源泉徴収等に関するコンプライアンス義務を負う制度 (Withholding Foreign Partnership および Withholding Foreign Trust) が導入されているが、本稿では詳細に立ち入らない。

50 前田 [2009] 24 頁によれば、日本の金融機関では、証券会社、アセットマネジメント会社、信託銀行、都市銀行等 200~300 の金融機関が QI 契約を締結し、QI として活動している。

51 Rev. Proc. 2003-64、Rev. Proc. 2005-77 によって一部修正されている。なお、QI 契約上、準拠法が米国法と指定される (QI 契約 12.04 条)。

52 Joint Committee on Taxation [2008] p.36 によれば、2001 年の QI レジーム採用以降、7007 もの QI 契約が締結されてきたとのことである (そのうち一部は金融機関の M&A 等によって終了している。また、内国歳入庁は QI 契約の債務不履行に関するレターを 600 通出しており、100 の QI 契約を終了させている。)。なお、この報告書については、ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 [2008a、2008b、2009] で日本語による紹介がなされている。

QI となるためには、QI になろうとする金融機関が申請書 (application) を提出する必要がある (Rev. Proc. 2000-12 の 3 条)。また、QI の所在地国における口座開設に関する本人確認ルール (Know Your Customer rules) が内国歳入庁によって承認されていない場合は、QI になろうとする金融機関は、様々な書類や情報を内国歳入庁に提供しなくてはならないことになる<sup>53, 54</sup>。外国金融機関における本人確認が相当程度信頼できることを前提に QI レジームが構築されているということができる。

#### ロ. QI の源泉徴収義務・報告義務

外国金融機関等が QI となった場合における源泉徴収義務・報告義務に関するルールの概要は以下のとおりである。なお、以下で述べる取扱いは、QI が、最も一般的と思われる外国金融機関の場合を念頭においている<sup>55</sup>。また、米国源泉の FDAP 所得 (特に証券投資による利子や配当) が支払われる場合を念頭においている。

また、利子や配当が生じる証券の保有構造が、多層的な証券保有構造となっていること、すなわち、外国の投資家が外国の金融機関 (グローバル・カストディアン<sup>56</sup>) に口座を開設し、当該グローバル・カストディアンが米国の金融機関 (ローカル・カストディアン<sup>57</sup>) に口座を保有し、支払人からの FDAP 所得の支払いがこれらの多層的な階層構造を通じて行われているという状況を前提に議論する。なお、ここではファンド等のパートナーシップや信託については検討せず、個人や法人が投資家としてグローバル・カストディアンに口座を保有している場合を念頭におく。念頭に置いている状況を図示すると以下のとおりである。

---

<sup>53</sup> 例えば、本人確認ルールを定める法律や規則の英訳、本人確認ルールのエンフォースメントを担当する機関やエンフォースメントの方法に関する情報、本人確認ルールに基づく書類の取得を怠った場合に適用されるペナルティの内容に関する情報等を提供する必要がある。Rev. Proc. 2000-12 の 3 条参照。

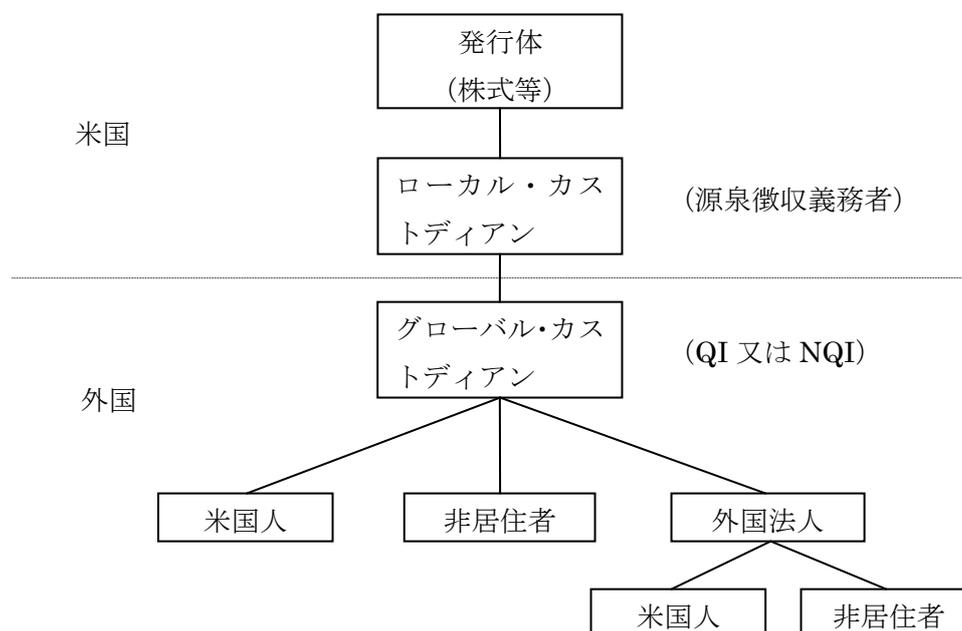
<sup>54</sup> 日本については既に本人確認ルールが承認されている。金融機関のタイプに応じて異なるが、例えば日本証券業協会 (JSDA) の協会員については、JSDA 規則や犯罪収益移転防止法が本人確認ルールとして承認されている。内国歳入庁の下記ウェブサイト参照 (<http://www.irs.gov/businesses/international/article/0,,id=96618,00.html>)。

<sup>55</sup> 米国金融機関の海外支店が QI となっている場合は、若干取扱いを異にする箇所がある。

<sup>56</sup> マスター・カストディアンともいわれる。

<sup>57</sup> サブ・カストディアンともいわれる。

図表 1 多層的証券保有構造



(イ) 米国非居住者外国人または外国法人である口座保有者に対する支払いに関する源泉徴収・報告義務

QI 規則の下において、米国非居住者外国人または外国法人である口座保有者に対する支払いに関する源泉徴収・報告制度を定める内国歳入法 3 章 (1441 条以下) との関係では、QI も「源泉徴収義務者 (源泉徴収代理人) (withholding agent) <sup>58</sup>であり、したがって、原則として、米国非居住者外国人または外国法人である口座保有者に対する支払い<sup>59</sup>については、30%の源泉徴収を行わなければならない<sup>60</sup>、様式 1042-S により口座保有者に対する支払いにつき内国歳入庁に報告する必要がある。

しかしながら、QI はその選択により、米国非居住者外国人・外国法人に対する源泉徴収の第一次的責任を負担しないことができる。この場合、QI が口座を保有し、源泉徴収すべき支払い金額の支払元である源泉徴収義務者

<sup>58</sup> 以下では、源泉徴収義務者と統一する。QI 規則の下における源泉徴収義務者の定義について、QI 契約 2.52 条、財務省規則 1.1441-7(a)条。

<sup>59</sup> QI 契約の文言上、より正確には、「NRA 源泉徴収 (Non Resident Alien Withholding) に服する支払い」である。QI 契約 3.01 条参照。NRA 源泉徴収の定義については QI 契約 2.32 条参照 (内国歳入法 3 章において要求される源泉徴収のことであり、個人に対する支払いに関する源泉徴収および事業体に対する支払いに関する源泉徴収の双方を含む。)

<sup>60</sup> QI 契約 3.01 条。

(図表 1 においては、ローカル・カストディアンである米国金融機関)<sup>61</sup> に対して QI 契約に定められた源泉徴収に関する書類を提供すれば源泉徴収を行う必要はないことになる。

源泉徴収の第一次的責任を負わない場合に QI が源泉徴収義務者に対して提供すべき書類について若干敷衍すると、QI は全ての米国非居住者外国人・外国法人の顧客から様式 W-8BEN もしくは本人確認書類を入手するが、顧客の税務上のステータス（源泉徴収の軽減・免除を受けられる地位にあるか否か）を判断して包括的に源泉徴収義務者に対して保証を行う代わりに、様式 W-8BEN もしくは様式 W-8BEN に代替可能な本人確認書類を源泉徴収義務者に提供する必要はない。QI は、自らが QI であることを示す様式 W-8IMY を源泉徴収義務者に提供すればよい。つまり、QI は源泉徴収義務者である米国金融機関に対して QI であることを示す書類（様式 W-8IMY）を提示するだけで、米国金融機関に所得の受益者（beneficial owner）である顧客の身分を開示することなく顧客に限度税率<sup>62</sup>の適用を受けさせることができる<sup>63</sup>。したがって、顧客情報を自らの営業上の競争者たりうる金融機関に提供する必要がなくなる。これは外国金融機関が QI となる大きなメリットであると考えられる<sup>64</sup>。また、QI は内国歳入庁から特別な要求がない限りは、顧客情

<sup>61</sup> なお、証券の発行体も源泉徴収義務者であるが、発行体から金融機関であるローカル・カストディアン（外国金融機関のために支払いを受け取る米国金融機関）への支払いは、米国人への支払いと扱われ、原則的に源泉徴収を要しないこととなる（財務省規則 1.1441-1(b)(2)(ii)条）。したがって、本稿では（QI 以外の）源泉徴収義務者としてはカストディアンとしての米国の金融機関を念頭に置く。

<sup>62</sup> 租税条約によって締約国が課すことが許容される上限となる税率。たとえば、条約締約国の国内法上の源泉徴収税率が 20% であっても、条約により税率が 10% を超えないことが要求される場合、限度税率は 10% であり、当該締約国が 10% 超の源泉徴収税率で課税することは条約上許容されないことになる。

<sup>63</sup> 源泉徴収の第一次的責任を引き受けないというのは、完全に源泉徴収を免れるという意味ではない。場合によっては、源泉徴収をする必要が生じることがあり、①源泉徴収義務者によって源泉徴収された金額と本来源泉徴収されるべき金額が異なっていることを認識している場合には、その差額を、②QI が、源泉徴収義務者が正しい源泉徴収金額を徴収できなくなる結果となる過失行為をした場合において（例えば、QI が正確な源泉徴収明細書（withholding statement）を源泉徴収義務者に提出しなかった場合等）、是正をしなかったときにもかかる差額を徴収しなくてはならない（QI 契約 3.02 条）。QI が源泉徴収義務者に対して正確な情報を提供することはこのような義務を課すことによって担保されており、何よりも、契約違反をした場合には、QI 契約を終了させられて QI となるメリットを享受できなくなってしまうこと（QI 契約 11 条）、すなわち同業他社よりも不利な地位に置かれるというおそれを持たせることによって担保されている。

<sup>64</sup> 租税条約の特典付与に関する手続の改善について検討を行ってきた、OECD 租税委員会

報を内国歳入庁に提供する必要もない<sup>65</sup>。

米国の源泉徴収義務者が所得の受益者の属性を確認することは難しいことと対比して、QI はその所在地国の本人確認ルール（内国歳入庁によって承認されたものか、QI 契約において特定されたものに限る）に従い、口座開設の際の本人確認等によって、源泉徴収義務者よりも顧客の情報を適切に把握しうると考えられるため、このような制度が合理的な仕組みとなりうると考えられる。

また、QI 規則においては、源泉徴収義務者は、必要な情報を QI から取得すればよいことになる。これは、源泉徴収義務者が負っていた報告および記録保管の責任を QI に移すことを可能とするものであり、源泉徴収義務者の負担軽減に大きく貢献するものである。

このように、QI は顧客情報を提供しなくて良いという大きなメリットを得ることができ、他方で源泉徴収義務者は基本的に QI から提供される情報を信頼して行動でき事務負担も軽減できるということで、両者にとって望ましい制度ということが出来る<sup>66</sup>。

また、QI は口座保有者の属性および源泉徴収すべき金額を明らかにする源泉徴収証明書 (withholding certificate)<sup>67</sup>および源泉徴収明細書 (withholding statement) を源泉徴収義務者に提供し、源泉徴収義務者はその情報により、税額を決定し源泉徴収を行う。QI が源泉徴収義務者に提供すべき情報は、投資家個別の情報ではなく、「プール情報」("pooled information" : 氏名・名

---

の決定によって設けられた非公式諮問部会 (Informal Consultative Group, ICG) という非公式助言グループが作成し、2009年1月12日に公表した報告書である OECD[2009]においても、投資家と直接接している仲介金融機関としては、証券保有の多層的な階層構造上その上層に位置する同業者、競争者たりうる金融機関に対して自らの顧客情報を渡すことは、機密である顧客情報の開示に関するビジネス上の懸念があり相当でないという考え方に立つことが明記されており (paragraph 40)、顧客情報を渡さないことが外国金融機関にとって大きなメリットであると認識されていると考えられる。

<sup>65</sup> なお、QI における口座保有者が仲介機関 (intermediary) であって、所得の受益者ではない場合には、口座保有者である仲介機関の情報を米国のカストディアンに提供する必要はないが、内国歳入庁には提供しなくてはならない。Joint Committee on Taxation [2008] p.30 参照。

<sup>66</sup> 中山 [2006] 148 頁においても、QI レジームについて、外国投資家、源泉徴収義務者、税務当局のコストの観点からは評価できる制度であると述べられている。なお中山氏は QI レジームを日本に導入することについては慎重な立場を示している。

<sup>67</sup> ここでは様式 W-8IMY がこれに該当する。また、源泉徴収税率プール情報等を内容とする源泉徴収明細書 (withholding statement) が、様式 W-8IMY の一部を構成する。QI 契約 6.01 条、6.02 条。

称により投資家を特定することなく、例えば租税条約や国内法に定められている特典等に基づく軽減税率等を享受する権利を有するグループまたは権利を有しないグループ等に分けて一括りにまとめられた集合情報)で足りる。これは源泉地国(図表1における米国)における源泉徴収義務者としては、源泉徴収の対象となる支払時点で必要な情報は、外国投資家の個別の特定情報ではなく、そのプール情報のみであるという発想に基づくものであるが、このような考え方は租税条約の特典付与に関する手続の改善について検討を行っているOECDの報告書においても外国人投資家に対する特典付与の点で優れたものと評価されている<sup>68</sup>。

さらに、様式1042-Sによる報告について若干敷衍すると、外国金融機関がQIとなった場合、源泉徴収義務者が様式1042-SをQIに対して提供することとなり、QIは自らの顧客に対して様式1042-Sを交付することが不要になる(したがって、管理費の低減を図ることができる)。QIは、年度末に様式1042と1042-Sを内国歳入庁に提出するが、内国歳入庁に対して、口座保有者ごとに個別に情報を提供する必要はなく、一括のプールした状態で報告を行う(pooled reporting)ことで足りる<sup>69</sup>。

このようなメリットによっても、QIである外国金融機関は、QIでない同業他社よりも有利な地位を得られると説明されている<sup>70</sup>。

#### (ロ) 米国人の口座保有者に対する支払いに関する様式1099による報告およびバックアップ源泉徴収義務

前述した非居住者外国人に対する源泉徴収の場合と類似して、QIは、様式1099の情報申告ルールを定める内国歳入法61章やバックアップ源泉徴収のルールを定める内国歳入法3406条との関係では「支払人」(payor)である。したがって、米国人の口座保有者に対する支払い<sup>71</sup>については口座保有者が納税者番号をQIに提供していない場合等においては、QIは、様式1099により口座保有者に対する支払い<sup>72</sup>につき内国歳入庁に報告する必要がある。

<sup>68</sup> OECD[2009]参照。

<sup>69</sup> QI契約8.01条。

<sup>70</sup> デネヒー・沢村・コリンズ [2000b] 30頁。

<sup>71</sup> QI契約の文言上、より正確には、「報告すべき支払い」(Reportable Payment)である。QI契約3.04条参照。

<sup>72</sup> QI契約の文言上、より正確には「報告すべき金額」(Reportable Amount)であり、「報告すべき支払い」は「報告すべき金額」を含むがそれに限られない。QI契約2.43、2.44条。「報告すべき金額」とは、主に米国源泉のFDAP所得であり、証券の譲渡益や国外源泉所

また、28%のバックアップ源泉徴収を行わなければならない。

しかしながら、QI 契約のもとで、QI は、米国人に対する支払いについての様式 1099 による報告およびバックアップ源泉徴収を行う第一次的責任を引き受けないことができる<sup>73</sup>。この場合、QI は、様式 1099 による報告およびバックアップ源泉徴収を行う必要がないが、その代わりに、「支払人」(ローカル・カストディアンである米国の金融機関)に対して、源泉徴収税率のプール情報と合わせて QI の口座保有者の様式 W-9 を提供しなくてはならない<sup>74</sup>。米国民口座保有者が様式 W-9 を提供しない場合、QI は顧客の氏名、住所、納税者番号(可能であれば)を支払人に提供しなくてはならない。つまり、非居住者外国人・外国法人の顧客の場合と異なり、顧客情報は保護されない。

QI が様式 1099 による報告およびバックアップ源泉徴収を行う第一次的責任を引き受けないということは、QI がおよそ様式 1099 による報告やバックアップ源泉徴収を行わなくて良いということを意味しない。以下のような場合には、様式 1099 による報告およびバックアップ源泉徴収を行わなければならない<sup>75</sup>。

- ① QI が、「報告すべき金額」がバックアップ源泉徴収に服すること、および、他の支払人<sup>76</sup>がバックアップ源泉徴収または NRA 源泉徴収を行わないことを知っている場合。
- ② 他の支払人が QI の過失行為によって「報告すべき金額」についてバックアップ源泉徴収または NRA 源泉徴収を行ってこなかった場合(例えば、QI が他の支払人にバックアップ源泉徴収に服する米国人である口座保有者についての氏名、住所、納税者番号(利用可能であれば)、源泉徴収税率のプール情報を提供しなかった場合)

さらに、上記の場合のほか、QI が様式 1099 による報告およびバックアップ源泉徴収の第一次的責任を負担しているか否かにかかわらず、QI が(バックアップ源泉徴収は行わなくて良いものの)様式 1099 による報告をしなければならない場合が広範に定められている<sup>77</sup>。例えば、QI 契約 8.04(C)条では、QI は米国人である口座保有者のうち、その本人情報・口座情報の開示

---

得は含まれない。「報告すべき支払い」には、例えば、証券の譲渡益や国外源泉所得のうち米国内で支払われた所得も含まれる。

<sup>73</sup> QI 契約 3.06 条。

<sup>74</sup> 様式 W-9 には、受益者の氏名、住所等を記載しなければならない。

<sup>75</sup> QI 契約 3.06 条。

<sup>76</sup> 図 1 ではローカル・カストディアンである米国金融機関がこれに該当する。

<sup>77</sup> QI 契約 8.04 条。

が外国法（契約を含む）によって禁じられていない者に対する各「報告すべき支払い」について様式 1099 を提出しなければならないと定められている。すなわち、基本的に、米国人に対する「報告すべき金額」の支払いについては、様式 1099 による報告が求められている<sup>78</sup>。なお、「報告すべき金額」の支払いには、国外源泉所得の支払いは含まれないため、口座保有者の得ている国外源泉所得について QI に報告義務は存しない。

様式 1099 による報告は、様式 1042-S による報告と異なって、米国人について（プールした状態ではなく）識別をして報告をしなければならないことになっているが、あくまでも米国源泉の所得を受け取る米国人に限られている<sup>79</sup>。

このように、米国人による米国投資については報告義務が広範に QI に課せられているということが QI レジームにおける重要な特徴である（逆に言えば、米国人による国外投資についての報告義務については特段 QI に対して課せられていないという特徴がある）。

## ハ. QI による口座保有者の本人確認

前述したとおり、源泉徴収ルールおよび報告ルールは QI における口座保有者が米国人であるか、それとも、米国非居住者外国人・外国法人であるかによって大きく異なっているが、そもそも、口座保有者の属性について QI がどのようにして確認すべきかが問題になる。この点については、QI 契約 5 条が定めている。

QI は、QI 契約に従って様式 W-8BEN（受益者が米国非居住の場合）もしくは様式 W-9（受益者が米国居住の場合）を口座保有者から取得し、それを

---

<sup>78</sup> なお、米国人の顧客情報について、外国法により顧客情報の開示が禁止されている場合には、QI は口座保有者に対して、情報を開示する権限を QI に付与することを求める、あるいは米国源泉所得を生じる資産の売却権限を QI に付与することを求める等、口座保有者に対して一定のアクションを取ることが QI 契約上求められる（QI 契約 6.04(A)(1)(2)条、同(C)(1)条）。そのうえで、情報を開示する権限を QI が得られない場合は、米国源泉所得を生じる資産の売却が求められ（2001 年 1 月 1 日以降に開設された口座の場合。QI 契約 6.04(C)(3)条参照。）、あるいは、全ての「報告すべき支払い」について様式 1099 による報告およびバックアップ源泉徴収を行うこと等が求められる（2001 年 1 月 1 日以前に開設された口座の場合。QI 契約 6.04(A)(3)～(6)条参照。）。このように、外国法によって米国人居住者の顧客情報の開示が禁止されている場合は、その顧客の口座に基づく米国投資を抑制するような仕組みが設けられている。

<sup>79</sup> セッツァー [2010] 77 頁。

検討・保管し、または、様式 W-8BEN もしくは様式 W-9 に代替する本人確認書類を QI 所在地国の銀行法等の本人確認ルールに従って取得しなければならない。

基本的に外国金融機関により本人確認は本人確認ルールに基づき適正に行われているという前提で、有効な様式 W-8BEN や様式 W-9 が提供されればそれに応じた取扱いが許される。ただし、口座保有者が米国非居住者外国人・外国法人でないことを QI が知っている場合、そのような取扱いは許されない。租税条約の軽減税率を享受できる受益者ではないことを QI が知っている場合等には、仮に有効な様式 W-8BEN が提供されていたとしても、軽減税率を適用してはならないし、軽減税率を適用できることを源泉徴収義務者に知らせることも許されないことになる。

QI が口座保有者への支払いについて、有効な様式 W-8BEN や様式 W-9 あるいは本人確認書類と関連付けられない場合には、QI 契約に定められた推定ルール (presumption rule) に従って、源泉徴収ルール・報告ルールが決められる<sup>80</sup>。推定ルールの概要は以下のとおりである。

- ① 米国源泉の投資所得が米国外で外国口座に対して支払われる場合、有効な書類が提出されていない外国人口座保有者への支払いと推定される。このため、QI はかかる支払いが 30%の源泉徴収に服するものとして取扱い、当該支払いにつき様式 1042-S で報告するのが原則となる<sup>81</sup>。ただし、(ほぼ全ての) 米国源泉の預金利子および短期債務に対する利子等について、米国外で外国口座に対して支払われる場合、米国外人口座保有者への支払いと推定される。このため、QI は様式 1099 で報告し、28%のバックアップ源泉徴収を行うのが原則となる<sup>82</sup>。
- ② 国外源泉所得 (foreign source income) およびブローカー収益 (broker proceeds) は、米国外で外国口座に対して支払われた場合には、非課税受取人 (exempt recipient) に対して支払われたものと推定され、したがって、何らの報告の対象にもならず、非居住者外国人・外国法人に対する 30%の源泉徴収にも、28%のバックアップ源泉徴収にも服さない<sup>83</sup>。

---

<sup>80</sup> QI 契約 5.13(C)条。

<sup>81</sup> QI 契約 5.13(C)(1)条。

<sup>82</sup> QI 契約 5.13(C)(2)条。

<sup>83</sup> QI 契約 5.13(C)(3)条。

国内源泉所得に対比して、国外源泉所得については QI レジームでは十分には捕捉されないという特徴がここにも表れている。

## 二. QI の義務履行確保

QI 契約によって、QI は内国歳入庁による源泉徴収・報告義務に関する実地監査 (on-site audit) または社外の外部監査人による外部監査 (external audit) を受けることが義務付けられている (QI 契約 10 条)。外部監査は、外部監査人が QI の保存する投資家本人確認書類と最新顧客管理データとの照合等を行って、QI がその顧客の属性につき非居住者外国人・外国法人か否かを適切に判断して取り扱っているかを実地に臨んで監査することになる。外部監査は、QI 契約締結後 2 年目および 5 年目に行われることとなっている<sup>84</sup>。監査結果については、内国歳入庁に報告されることになっている<sup>85</sup>。但し、外部監査対象年度に QI として取り扱った米国源泉の総所得が一定の金額以下であれば免除申請を行うことができる<sup>86</sup>。

契約違反が発見された場合には、内国歳入庁は QI 契約を終了させることができる<sup>87</sup>。QI 契約を終了させられた場合、既に述べたようなメリットを享受することができなくなり、同業他社との競争上不利な地位に立たされるおそれがあることから、QI には、契約違反を行わないようにするインセンティブが存在することが予定されている。こうして、QI レジームの目的を実現しようとしていると考えられる。

## ホ. NQI の場合の源泉徴収・報告義務

QI レジームを理解するためには、外国金融機関等が QI 契約を締結していない場合に米国源泉の FDAP 所得の支払いに関する源泉徴収および報告についてどのような取扱いとなるかについても把握する必要がある。

---

<sup>84</sup> 例えば 2001 年に QI 契約を締結した場合には、2002 年と 2005 年が QI 外部監査の対象年度となる。なお、QI 契約は契約締結後 5 年目となる年の 12 月 31 日で一旦終了する立て付けとなっているため (QI 契約 11.01 条)、契約が更新されればまた新たに外部監査が行われることになる。

<sup>85</sup> QI 契約 10.05 条。

<sup>86</sup> 詳細については、内国歳入庁の下記ウェブサイト参照 (2011 年 3 月 1 日訪問) (<http://www.irs.gov/businesses/international/article/0,,id=234259,00.html>)。

<sup>87</sup> QI 契約 11.04、11.05 条。

まず、内国歳入庁と QI 契約を締結していない金融機関等は、NQI として扱われる。

NQI への支払いを行う源泉徴収義務者（図 1 ではローカル・カストディアンとしての米国金融機関）は 30%の税率で源泉徴収を行うのが原則となる<sup>88</sup>。ただし、所得の受益者が米国人であるかまたは軽減税率の適用を受けられる米国非居住者外国人・外国法人であることを示す書類と関連付けられる支払いについてはその限りではない<sup>89</sup>。

NQI は所得の受益者の税務上のステータスを証明するために、米国居住、非居住の如何にかかわらず全ての顧客からの書類（様式 W-8BEN、様式 W-9 あるいはこれらに代替する本人確認書類）を源泉徴収義務者に提出することになる<sup>90</sup>。このプロセスにより、30%の課税を避けるためには、顧客との守秘義務の如何にかかわらず、NQI は米国人以外の顧客の情報についても源泉徴収義務者に明らかにしなければならない。この点が QI となる場合との大きな相違点である。

さらに 30%の課税を避けるためには、NQI は源泉徴収義務者に様式 W-8IMY を提出し、さらに所得の各受益者に配分される所得の金額の情報（income allocation information）を提供し、源泉徴収義務者が所得の各受益者が取得する所得の金額を知った状態で、適正な税率で源泉徴収を行えるようにしなくてはならない<sup>91</sup>。

NQI は、毎年、様式 1042-S を全ての顧客に送付する必要があるので、この点での管理費の負担も大きい<sup>92</sup>。このことも QI となる場合との相違点である。

## 5. QI レジームの評価

QI 規則の主要な目的（米国政府の目的）は、前述したとおり、①外国人・外国法人の投資家に租税条約上適切な源泉徴収税率を課すことと、②外国口座を通じて米国有価証券に投資する米国人を洗いだすことにあつた。そして、これらの目的を達成するためには、外国の金融機関に米国投資家の投資情報の報告や、一定の場合に源泉徴収を行う等の負担を引き受けさせることが必要で

---

<sup>88</sup> 財務省規則 1.1441-1(b)(1)条、同(b)(2)(v)条。

<sup>89</sup> Id.

<sup>90</sup> 財務省規則 1.1441-1(b)(2)(vii)条。

<sup>91</sup> Collins [2000] p. 9.

<sup>92</sup> デネヒー・沢村・コリンズ [2000b] 30 頁。

あった。

外国の金融機関が米国政府に協力する理由は、協力した場合（QI となる場合）のほうが、協力しない場合（NQI のままの場合）に比べてメリットがあるということだと考えられる。上記のように、協力した場合のメリットは、NQI の場合と比べて、顧客情報を営業上の競争者たりうる金融機関に渡さなくて済み、管理費の一部軽減を図れるため、米国人投資家の報告等の義務を契約上負担するにもかかわらず、NQI よりも競争上優位に立てるということにあると考えられる。また、NQI の場合は、米国の源泉徴収義務者が本人確認のリスクを相対的に多く負担することになり、NQI と米国の源泉徴収義務者との間の契約に基づいて NQI が米国の源泉徴収義務者に支払うカスタディ業務に関するフィーが高くなりかねないというビジネス上の問題もあり、QI となるインセンティブがあると考えられる。

QI レジームがその目的を達成した程度、外国金融機関の協力が得られたか否か、QI レジームに問題は生じなかったのか否かについて、QI レジーム導入後に公表された資料である米国両議院税制委員会報告書等を基にして検討する。

## （１）QI レジームに対する肯定的評価

米国両議院税制委員会（Joint Committee on Taxation）の 2008 年 7 月 23 日付け報告書「オフショア口座および事業体に係るタックス・コンプライアンスに関する諸問題（"Selected Issues Relating To Tax Compliance With Respect To Offshore Accounts and Entities"）」において、QI レジームについて以下のような評価がなされている<sup>93</sup>。

すなわち、QI レジームは、「外国金融機関に対して、特に非米国人顧客の情報を内国歳入庁および同業の金融機関に開示することなく、米国源泉徴収税の軽減税率・免税を受けさせるという点で大きな便益を与えてきたが、それと同時に、内国歳入庁が米国の源泉徴収・報告ルールのエンフォースメントを確保するための重要な仕組み（important mechanism to enforce compliance with U.S. reporting and withholding rules）を提供するものであった」と評価されている。その仕組みの例示として、「QI である外国金融機関は契約上その米国人顧客の本人情報を内国歳入庁に開示すること、各米国人顧客に対して支払われる金額について報告すること、さらに、一定の場合にバックアップ源泉徴収をするこ

---

<sup>93</sup> Joint Committee on Taxation [2008] p.36.

とが要求される」ということが述べられている。

そのうえで、以下のように述べて QI レジームに対して肯定的な評価を行っている。

「多くの主要な金融機関が QI 契約を締結したことは、NQI を競争上不利な地位に置き、現在の QI がその QI 契約を維持する重要なインセンティブを作り出している。内国歳入庁が契約不遵守の場合に QI 契約を終了させ、それによって金融機関をかかると不利な地位におくことができることは、コンプライアンスの確保および契約違反が発見された場合に QI による協力を確保するための強力なツールとなっている」

また、米国両議院税制委員会の 2009 年 3 月 30 日付け報告書「オフショア口座および事業体に関するタックス・コンプライアンスおよびエンフォースメントの問題点 ("Tax Compliance and Enforcement Issues with respect to Offshore Accounts and Entities")」30 頁以下、米国両議院税制委員会の 2009 年 9 月の報告書「大統領 2010 年予算案の歳入規定の解説 第 3 部：クロスボーダー所得および投資の課税に関する規定 ("Description of Revenue Provisions Contained in the President's Fiscal Year 2010 Budget Proposal Part Three: Provisions Related to the Taxation of Cross-Border Income and Investment")」164 頁以下においても、同様の肯定的な評価がなされている。

さらに、米国会計検査院 (Government Accountability Office) の 2007 年 12 月 19 日付け報告書<sup>94</sup>においても、QI レジームは海外へ送られる米国源泉所得につき適正に源泉徴収・報告されることについて内国歳入庁に対して一定の保証を与えているという肯定的な評価がなされている。

以上によれば、QI レジームに対しては、概ね肯定的な評価がなされているということができると思われる。

## (2) QI レジームについて指摘されている問題点

### イ. 米国両議院税制委員会報告書等における指摘事項

しかしながら、QI レジームについては問題点も指摘されている。米国両議院税制委員会 2009 年 3 月 30 日付け報告書は、上記の肯定的な評価の記述の後に続けて、「他方で、現在継続している UBS による QI 契約の不遵守に対する

---

<sup>94</sup> Government Accountability Office [2007].

調査は、現行の QI レジームの一定の弱点を示してきた。」と述べている<sup>95</sup>。また、米国両議院税制委員会 2009 年 9 月の報告書も「最近の UBS への調査によって証明されているように、現行の QI レジームには弱点がある」と述べている<sup>96</sup>。

ここでいう UBS の問題とは、いわゆる「UBS 事件」で、2008 年 5 月にスイスの大手銀行である UBS の行員が米国人の顧客に対し脱税の幫助をしたとして「合衆国に対する共謀詐欺罪」の容疑でフロリダ州において起訴されたのを初めとして、2008 年 11 月には、UBS のプライベートバンキング部門の責任者を「合衆国に対する共謀詐欺罪」等で起訴する等、UBS において QI レジームが悪用された等とされる事件である<sup>97</sup>。

QI である UBS 銀行は、顧客である米国人をスイス居住者等に偽装してスイスでの UBS 銀行口座の開設を幫助するとともに、同口座を通して米国内での投資収益に対して行われる証券会社等による源泉徴収に関して、免税・軽減税率の適用が可能との虚偽の情報提供を源泉徴収義務者に行ったとされている。具体的には、UBS の行員が、米国人顧客が名義人(nominee)またはシェル(shell)となる会社をスイス、リヒテンシュタイン、パナマ、香港等に設立することを幫助し、当該会社名義で UBS に口座を開設し、QI 契約によって課せられる(米国人顧客についての)報告義務を逃れており、受益者は米国人ではないものとして取り扱うことで、免税・軽減税率の適用を実現し、顧客基盤を維持しようとしていたとされる<sup>98</sup>。

米国両議院税制委員会 2009 年 3 月 30 日付け報告書は、UBS 事件等について調査した上院国土安全保障・政府活動委員会の常設調査小委員会(Permanent Subcommittee on Investigation)によって 2008 年 7 月 17 日に発表された報告書「タックス・ヘイブン銀行と米国のタックス・コンプライアンス ("Tax Haven Banks and U.S. Tax Compliance")」が QI レジームの強化について行った提案のうち、主に下記のものに言及しており、これらの提案につき基本的に合理的であると認識しているように思われる<sup>99</sup>。

第 1 に、QI に対して、その米国人顧客が米国証券や米国源泉所得を有しているか否かにかかわらず、すべての米国人顧客につき様式 1099 による報告を

---

<sup>95</sup> Joint Committee on Taxation [2009a] p.31.

<sup>96</sup> Joint Committee on Taxation [2009b] p.164.

<sup>97</sup> UBS 事件の概要については、石井 [2010] 83 頁、増井 [2011] 参照。

<sup>98</sup> Permanent Subcommittee on Investigations [2008] p.31.

<sup>99</sup> Joint Committee on Taxation [2009a] pp. 34-36.

求めること、さらに、形式的には外国法人の名前で口座が保有されていても実質的に米国人によって保有されている場合には、その口座についても様式 1099 による報告を求めること。

第 2 に、QI が現地の本人確認ルールで入手した情報を必ずしも顧客属性の決定のために用いておらず、例えばリヒテンシュタイン財団という名義人から様式 W-8BEN が提供されたときに、QI が本人確認ルールのもとで実際は米国人が受益者であることを知りながらも、QI 契約との関係では、その名義人が実際の所得の受益者であるということを証明するものとして信頼できるという行動を取りえている現状を改善するために、本人確認ルールのもとで取得した情報を全て顧客の属性決定のために用いさせること<sup>100</sup>。

第 3 に、内国歳入庁は QI に対する外部監査に関し、外部監査人に詐欺行為・違法行為を自己へ報告するように要求すること。

また、米国両議院税制委員会 2009 年 9 月の報告書は、QI レジームの弱点につき以下のような指摘をしている<sup>101</sup>。

「例えば、QI を通じて投資している米国人が国外源泉所得しか生じない資産（例えば外国の国債）に投資することによって、開示やバックアップ源泉徴収を有効に免れている。現行法のもとでは、国外源泉所得は一般に様式 1099 の報告およびバックアップ源泉徴収に服さず、米国の非居住者に対する源泉徴収税にも服さない。」「さらに、開示を回避しようとする米国人投資家は、QI でない外国金融機関に有する口座を通じて外国資産を保有することができ、情報申告およびバックアップ源泉徴収を免れることができる。」

## ロ. QI レジームの問題点の要点

上記の各報告書の内容からすれば、QI レジームにおいては、以下のような問題が生じていたといえることができる。

---

<sup>100</sup> もっとも、この点について Joint Committee on Taxation [2009a]では以下のような指摘がなされている。すなわち、本来 QI 契約上、QI は、受益者が米国人であることを知っており、または、口座保有者から提供された証明書が QI の有する口座情報と不整合な場合には、たとえ様式 W-8BEN が提供されたとしてもこれを受け入れることはできないということになっているため、このような問題点は存在しないということもできる (p.35)。

<sup>101</sup> Joint Committee on Taxation [2009b] p. 164.

- ① 国外源泉所得のみを得ている米国人の口座については QI レジームが捕捉していないことである。すなわち、QI 規則が、QI である外国金融機関に対して米国外に対してのみ投資する口座を保有している米国人の情報を米国政府に報告することを要求していないことが問題と考えられている。
- ② 外国法人を通じて所得を実質的に得ている米国人の把握に限界があることである。例えば、米国人がタックス・ヘイブンに設立した法人が、QI において口座を開設するという場合、究極的に利益を受け取るのは米国人であるにもかかわらず、QI は、米国人に関する情報を内国歳入庁に提供せず、米国人の受益者の所得が実質的に隠ぺいされるという問題がある。
- ③ NQI における米国民口座保有者が米国の証券会社を通じて証券を売却した場合、米国市民ではないと偽って申告し、その申告を信頼した源泉徴収義務者（図 1 ではローカル・カスタディアンとしての米国金融機関）によって源泉徴収がなされないことにより、脱税がなされているという問題がある<sup>102</sup>。これは、NQI の口座保有者が米国源泉所得を受領した場合でも、本人確認および報告の手続を行うことにより、租税条約または米国税法に基づく軽減税率の適用もしくは非課税措置を受けることができること、そして、必ずしも本人確認につき厳格な手続が求められていないこと（すなわち源泉徴収義務者は基本的には受領した受益者に関する情報を信頼することができるという仕組みになっており、QI を介する場合は本人確認ルールによる担保があるのに比較して NQI を介する場合はそのような担保がないこと）が背景にあると考えられる<sup>103</sup>。NQI を通じて支払いがなされる場合は QI レジーム以前の自己証明システムの問題が依然として残っているということを意味している。もっとも、この問題点は、外国金融機関の多くが（上記の QI レジームが設けたインセンティブにより）QI になれば問題は小さいといえる。しかしながら、上記の米国会計検査院報告書でも QI を介さないで支払われている米国源泉所得が多いことが指摘されていたことからしても<sup>104</sup>、この問題は重要な問題と認識されていたと考えられる。

---

<sup>102</sup> Marsan [2009] p. 37 も同様の指摘をしている。

<sup>103</sup> 前田 [2009]、Department of the Treasury [2009] p. 43 参照。

<sup>104</sup> 2003 年時点で、QI を通じて支払われた米国源泉所得は、海外へ支払われた米国源泉所得全体のうちわずか 12.3%にとどまっているという報告がなされている。なお、Joint Committee on Taxation [2009a]では、外国投資家によって保有されている米国証券の半分近くが本人確認ルールのある国の外国投資家によって保有されていると報告されており（p. 181）、2003 年当時よりは状況が改善しているかもしれない。

### (3) オバマ政権の下における QI レジーム強化を目的とした税制改革案

#### イ. オバマ政権の税制改革方針

オバマ政権は、従来のブッシュ政権下での富裕層や大企業への減税政策に強い問題意識を持っており、政権発足とともに、税制改革に着手した。

オバマ政権のもとで、ガイトナー財務長官は、2009年5月4日、米国の国際租税法を改革し、その執行を改善するという政権の税制改革構想につき提案書「対等な競争の場の実現に向けて：タックス・ヘイブン活用の制限、及び海外への雇用移転に関する租税インセンティブの撤廃（Leveling the Playing Field: Curbing Tax Havens and Removing Tax Incentives for Shifting Jobs Overseas）」を発表した。また、5月11日には、税制改正のより具体的な対策案が記載されたグリーンブック（2010年度歳入提案に関する公式説明文書であり、以下「2009年グリーンブック」という。）<sup>105</sup>が財務省により発表された。

2009年グリーンブックには国際課税を中心とした改正案が含まれており、例えば①オフショア子会社を課税上透明な事業体とし、税制のループホールを除去すること、②富裕層によるタックス・ヘイブンの濫用の摘発、③米国と情報交換を行わない外国金融機関の口座に係る米国税を源泉徴収すること、④タックス・ヘイブンを濫用する富裕層について内国歳入庁から個人へ立証責任の転換を行い、ペナルティを重科すること、⑤内国歳入庁の法執行の新規要員につきタックス・ギャップ<sup>106</sup>を埋めることに専念させること等が示されている<sup>107</sup>。

2009年グリーンブックの改正案のうち、QI レジームの強化に関する部分の概略につき、項目を改めて説明する。

#### ロ. 2009年グリーンブックにおける改正提案<sup>108</sup>

##### (イ) 米国人の特定と全世界所得の報告を QI に対して要求すること

QI に対して、全ての口座保有者の中から米国人を特定し、米国民人口座保

---

<sup>105</sup> Department of the Treasury [2009].

<sup>106</sup> 税法の予定した税収と現実に納付された税収の差額を意味する。

<sup>107</sup> 本庄 [2010].

<sup>108</sup> Department of the Treasury [2009] pp. 41-57. 日本語による解説として、前田 [2009] 参照。

有者に対する全ての「報告すべき支払い」に関して様式 1099 で報告することを要求する（米国金融機関と同等の義務を要求する）。例えば、米国人が日本や欧州の会社の株式に投資していた場合であっても、配当金が支払われた場合には、様式 1099 による報告が必要になる。内国歳入庁は様式 1099 によって支払人から報告された情報を、所得の受益者が提出する税務申告書と比較して申告漏れを確認することができることになる。

#### （ロ） NQI への全ての支払いに 30%の税率を適用すること

米国源泉の FDAP 所得が NQI に支払われた場合には、不明受取人に支払いが行われたものとみなして、一律 30%の源泉徴収を課す。これは上記 5. (3) ロ. (イ) の提案により QI へ大きな負担を課すことから、NQI を通じた投資行動がなされることを防止することを目的としている。ただし、これまでの取引慣行を損なわないように、外国政府や中央銀行等の内国歳入庁が租税回避リスクが低いとみなす者への支払いに関しては、例外措置を設ける。また、30%の源泉徴収が一旦行われた場合でも、還付請求は可能であるような仕組みにすることが提案されている。

### ハ. 2009 年外国口座税務コンプライアンス法案（Foreign Account Tax Compliance Act of 2009）

2009 年 10 月 27 日に 2009 年外国口座税務コンプライアンス法案（Foreign Account Tax Compliance Act of 2009、以下「FATCA of 2009」という。）の法案が提出された。法案提出に際して、2009 年 10 月 27 日に公表された議会ニュースでは、「FATCA of 2009 は、外国金融機関や外国法人をして、その米国人口座保有者や米国人の所有者の情報を提供させることになる」等と述べられている<sup>109</sup>。その詳細な仕組みについては後述するが、仲介人に対して口座を報告させるにとどまらず、外国事業体全般に米国人口座所有者や米国人の所有者等の情報を提供させようとする等から、2009 年グリーンブックにおける改正提案をさらに拡張した内容となっている。当該法案については 2009 年中には成立しなかったものの、その内容の方向性は固まり、2010 年 2 月に公表されたグリーンブック（2011 年度歳入提案に関する公式説明文書であり、以下「2010 年グリーンブック」という。）においては当該法案の内容を反映する改正提案が記載された。2010 年グリーンブックの改正提案のうち、関連箇所の記述の概要は以下のとおりである。

---

<sup>109</sup> United States Senate Committee on Finance [2009].

## (イ) 一定の外国口座についての報告の強化<sup>110</sup>

米国人が外国口座において取得した所得につき適切な金額の税金を支払うことを確保し、外国人に対して、適切な源泉徴収税を徴収することを確保するために、以下の改正を行うこととされた。

外国金融機関 (Foreign Financial Institution) (投資、再投資あるいは証券、パートナーシップ持分、コモディティのトレーディングを主に業務とする一定の事業体も含まれる。) <sup>111</sup>に対する米国源泉 FDAP 所得および米国源泉の利子ないし配当を生じるあらゆる資産の売却によるグロス収益 (以下「FDAP 所得およびグロス収益」という。) に対して、30%の源泉徴収税を課し、源泉徴収義務者は、これを徴収し、納付しなければならないこととする。但し、外国金融機関が内国歳入庁と一定の契約を締結した場合を除く。

当該契約においては、外国金融機関に対して、口座の所有者等の確認 (特に米国所有者の確認) を求めることになる。

上記支払いの外国受益者で、本来の義務よりも過剰に源泉徴収された者は、源泉徴収税の還付を請求できることとする。

新たなルールは、通常の市場取引を阻害しないように設けられる。

## (ロ) FDAP 所得およびグロス収益の一定の受取人に関する報告の強化<sup>112</sup>

本来源泉徴収税の免除ないし軽減を受ける資格のない受益者が、事業体 (「外国金融機関」を除く。) を通じて支払いを受け取り、源泉徴収税の免除ないし軽減を受けられるかのようにみせかけることがあるが、かかる事業体に支払いを行う源泉徴収義務者は、事業体の自己申告が正確であるかどうかを把握することが困難な立場にある。そこで、以下のような改正を行うこととされた。

外国事業体 (「外国金融機関」を除く。) に対して、FDAP 所得およびグロス収益を支払う源泉徴収義務者に対して 30%の源泉徴収を行うことを要求する。但し、(ア) 源泉徴収義務者が提供された情報が誤っていることを知らず、または知りうる理由がなく、かつ、(イ) ①当該外国事業体が、米国

---

<sup>110</sup> Department of the Treasury [2010] p. 51.

<sup>111</sup> 以下、本節において同じ。

<sup>112</sup> Department of the Treasury [2010] p. 54.

人が直接もしくは間接に当該外国事業体の 10%超の持分を保有していないことを証明するか、または、②当該外国事業体が、実質的な米国人所有者の氏名、住所、納税者番号を提供する場合を除く。

## 6. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)

前述したとおり、QI レジームにおいて生じていた問題点を踏まえて、2009年10月27日に FATCA of 2009 が議会に提出された。FATCA of 2009 は、米国外の金融資産に関し、包括的な源泉徴収・報告義務を課すもので、QI レジームを大幅に強化する内容となっている。当該法案については 2009 年中には成立しなかったものの、最終的には「追加雇用対策法案 (Hiring Incentives to Restore Employment Act, HIRE Act)」の一部として FATCA of 2009 の規定が盛り込まれ、2010年3月18日に追加雇用対策法が成立し、その結果、FATCA は追加雇用対策法の一部をなすものとして成立することとなった(本稿においては、これを指して外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act, FATCA) としている)。

FATCA には、13の規則が含まれているが、本稿の主題との関係で、ここではその一部のみを取り上げることにする<sup>113, 114</sup>。本稿においては、「特定外国

---

<sup>113</sup> 本稿において説明する「特定外国口座に関する報告」の規定のほか、①外国向無記名債券に適用された例外措置の撤廃、②外国金融資産に関する情報開示、③開示すべき外国金融資産に基因する過少申告罰則金、④外国金融資産に基因する重大な所得の過少申告があった場合の時効の延長、⑤外国投資会社の活動についての報告義務、⑥金融機関の電子申告義務、⑦米国人受益者を有するとみなされる外国信託についての要件の明確化、⑧外国信託が米国人受益者を有するとみなす場合の推定ルール、⑨信託財産の無償使用、⑩外国信託の米国人所有者の報告義務、⑪特定の外国信託に関する報告義務が不履行の場合の最低限の罰則金、⑫外国人へ支払われるみなし配当および配当同等の支払いに関する規定が設けられている。これらの規定の多くは、米国外の金融資産に関して広範な報告義務を課すだけでなく、報告義務違反に対する罰則等を強化し報告義務のエンフォースメントを強力なものとするものである。このように、外国金融機関・事業体に対する報告義務強化だけでなく、納税者に対する直接の情報申告についても強化が図られていることに注目すべきである。

<sup>114</sup> 本稿においては詳細には取り上げないが、特に重要と思われる改正は、注 113 の①と⑫である。このうち①外国向無記名債券に適用された例外措置の撤廃は、従前の内国歳入法において、非居住者に支払われる米国源泉のポートフォリオ利子について、30%の源泉徴収が免除されてきたが、FATCA によって、外国向無記名債券の受益者に対して適用されてきたポートフォリオ利子の非課税措置が撤廃されるというものである。今後は、無記名の

口座に関する報告」(Reporting on certain foreign accounts)に関する規定を説明する<sup>115</sup>。当該規定の概要は以下のとおりである<sup>116</sup>。

## (1) 従前の源泉徴収・報告制度(QI レジーム)を維持したうえでの新たな制度の構築

現行の米国非居住者への支払いに関する源泉徴収・報告制度は、内国歳入法の3章「外国人、外国法人に関する租税の源泉徴収」において規定されているが、FATCAの「特定外国口座に関する報告」(Reporting on certain foreign accounts)に関する規定は、内国歳入法3章を変更するのではなく、4章「特定の外国口座に関する報告が必要となる租税」(Taxes to Enforce Reporting on Certain Foreign Accounts)を新設するものである。

すなわち、FATCAは、内国歳入法3章の源泉徴収・報告制度を前提としたQIレジームを撤廃するものではなく、QIレジームを存続させたうえで、新たに源泉徴収に関する特別な規則を設けるものである<sup>117</sup>。このような新たな制度が「FATCA レジーム」である。

## (2) FATCAの目的

そもそもFATCAが含まれている追加雇用対策法は、失業者を雇用した企業

---

場合、租税条約による減免がない限り、30%の源泉徴収税が課せられることになる。

⑫は、デリバティブ取引に与える影響が大きいものである。現行のルールでは、米国人が米国非居住者に配当を行った場合、租税条約が適用されない限りは30%の源泉徴収税が課されるが、エクイティ・スワップにおける米国非居住者への支払いは、たとえ支払額が米国人の配当額を基準にして決定されるものであっても、スワップに関する特例として、その源泉地は、所得の受取人の居住地により決まっていた。したがって、エクイティ・スワップの場合には、たとえ支払金額が、米国源泉配当金の支払いが基準となる場合でも、受取人が米国非居住者の場合には、国外源泉所得となり、源泉徴収の対象外となっていた。これに対して、FATCAでは、米国の株式を基準とするデリバティブ取引について、配当同等の支払いのグロス額を課税対象とし、源泉徴収を行うこととしている。

<sup>115</sup> 追加雇用対策法501条。

<sup>116</sup> 和文による簡潔な解説として、生田・前田[2010a、2010b、2010c]、古川[2010]、川田[2011]、浅井[2011]、手塚[2011]がある。

<sup>117</sup> したがって、後述する4章の規定がまず適用され、かかる規定のもとにおいては30%の源泉徴収が行われなかったとしても、3章の規定が適用される。例えば、個人に対して、源泉徴収代理人が直接支払いを行う場合には、4章の規定は適用されないが、3章の規定の適用がなされる。これに対して、4章の規定で源泉徴収税が課される場合において、3章の規定の適用がなされて二重に課税がなされることはない。

に対し、給与税を年内に限って免除する規定のほか、高速道路の建設促進や学校建設の助成等の規定を盛り込み、総額 176 億ドル（約 1 兆 6,000 億円）規模の税制優遇措置に係る歳出を予定しているものであり、FATCA の規定はその歳出を賄うという目的を有している（追加雇用対策法の規定において、FATCA はオフセット条項として位置付けられている。）。FATCA の目的を理解するうえでさらに重要なことは、FATCA は新たな源泉徴収に関するルールを設けているものの、源泉徴収による直接的な歳入の増加を目的とするものではないということであり、本来の目的は、強力な報告義務を外国金融機関・事業体に負わせることによって、米国人富裕層の外国口座や事業体を利用した租税回避を防止し、米国人富裕層に適切な申告を行わせ、公正な税負担を負わせることにより、歳入の増加を意図するものであるということである<sup>118</sup>。

### （3）外国金融機関（FFI）に対する支払いと、非金融外国事業体（NFFE）に対する支払いに区分した規律

新設された内国歳入法 4 章では、源泉徴収の対象となる支払い（Withholdable Payment）が「外国金融機関」（Foreign Financial Institute、以下「FFI」という。）に対してなされる場合<sup>119</sup>、非金融外国事業体（Non-Financial Foreign Entity、以下「NFFE」という。）に対してなされる場合<sup>120</sup>の規定が設けられている。

FFIとは、外国事業体である全ての金融機関（Financial Institution）を意味する。「金融機関」（Financial Institution）とは、以下のいずれかの要件を満たす事業体をいう（内国歳入法 1471(d)(4)条、同(5)条）<sup>121</sup>。したがって、「外国事業体のうち、以下のいずれかの要件を満たす事業体」が、FFI である<sup>122</sup>。

- ・銀行業または類似の事業において、通常の業務として預金の受け入れを行う。
- ・その事業の実質的な部分において金融資産のカストディ業務（他人のため

---

<sup>118</sup> 生田・前田 [2010b] 37 頁。

<sup>119</sup> 内国歳入法 1471 条。

<sup>120</sup> 内国歳入法 1472 条。

<sup>121</sup> ただし、財務省規則で例外を定めることができる。本来であれば FFI に該当する事業体のうち、例外的に FFI に該当しないこととする財務省規則が制定される予定である（金融業以外の業務を行う子会社の持株会社等）。

<sup>122</sup> なお、例えば日本の保険会社等がこれに該当するの否かは現在のところ必ずしも明らかではなく、ルールの明確化が望まれる。

の金融資産の保有) を行う<sup>123</sup>。

- ・有価証券、パートナーシップ持分または、コモディティへの、投資、再投資、またはトレーディングを主たる業務とする<sup>124</sup>。

NFFE とは、外国で設立された事業体のうち、FFI に該当しないものが全て含まれる<sup>125</sup>。

源泉徴収の対象となる支払い (Withholdable Payment) とは、内国歳入法 1473 (1) 条が定義規定を置いており、下記の支払いが含まれる<sup>126</sup>。ただし、米国事業に実質的に関連する所得については含まれない<sup>127</sup>。

- ① 米国源泉の利子、配当、賃貸料、給与、年金、報酬その他の定期定額所得 (FDAP 所得)
- ② 米国源泉の配当または利子を生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払額
- ③ 米国金融機関の海外支店が支払う預金利子

FFI への支払いに関する源泉徴収等の取扱い、NFFE への支払いに関する源泉徴収等の取扱いについて、項目を改めてそれぞれ説明する。なお、FATCA における基本的な当事者の関係については、47 頁の図表 2 を参照されたい。

#### (4) FFI への支払いに関する源泉徴収等の取扱い

##### イ. 概要

源泉徴収義務者 (withholding agent)<sup>128</sup> によって 2013 年 1 月 1 日以降に FFI

---

<sup>123</sup> 信託会社やカストディアン等が含まれると考えられる。

<sup>124</sup> ミューチュアルファンド、ファンドオブファンズ、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド、ベンチャーキャピタルファンド等が含まれると考えられる。

<sup>125</sup> 内国歳入法 1472(d)条。極めて広範なものであり、例えば外国の法律事務所等も含まれると考えられる。

<sup>126</sup> ただし、財務省規則で例外を定めることができる。

<sup>127</sup> 内国歳入法 1473(1)(B)条。

<sup>128</sup> 「源泉徴収義務者」(Withholding Agent) とは、どのような立場で行動しているかに関係なく、源泉徴収の対象となる支払い (Withholdable Payment) につき、支配、受領、保管、処分、あるいは支払いを行う全ての者をいう (内国歳入法 1473(4)条)。なお、これは QI 規則における「源泉徴収義務者」と類似した定義であるが、全く同一ではなく、根拠規定も

に支払いがなされる場合の源泉徴収等の取扱いについては、内国歳入法 1471 条で規定されており、その概要は以下のとおりである。ただし、定義規定を含め多くの規定の内容が財務省規則の定めるところにより今後具体化されることになることに注意を要する。現時点では、2010 年 8 月 27 日に内国歳入庁より公表されたガイダンスである Notice 2010-60 が FATCA の内容を具体化するものとして参考になるが、この Notice 2010-60 は、包括的なガイダンスとはなっておらず、項目を絞ったガイダンスとなっている。最終規則の制定を待たなくては、FATCA レジームの詳細は固まらないため、以下の記述は、現時点で公表されている限定された情報に基づくものであることに留意されたい。

FFI が財務省と契約（FFI 契約）を締結し、当該 FFI およびその拡大関連者グループ（Expanded Affiliated Group）<sup>129</sup>に属する FFI の全ての口座に関し、米人口座を特定する確認手続きを行い、財務省へ報告する義務を負う等の一定の要件を満たさない限り、30%の源泉徴収が行われることになる<sup>130</sup>。

報告対象となっている口座は、FFI の口座に限られず、拡大関連者グループのメンバーであって「FFI 契約を締結していない外国金融機関」（Non-participating FFI）の口座も含まれているため<sup>131</sup>、FFI 契約による報告義務の範囲は相当に大きなものとなる。この場合の拡大関連者グループとは、議決権および価値において 50%超の資本関係にある関連者グループを指す。外国法人もこれに含まれ、パートナーシップその他の法人以外の事業体に関しても、関連会社グループのメンバーに 50%超所有されている場合には、拡大関連者グループに含まれる。

なお、支払いの受益者が以下に該当する場合には、FFI 契約の締結の有無にかかわらず、原則 30%源泉徴収されるという上記のルールは適用されない<sup>132</sup>。

- ・ 外国政府、その諸機関、またはその管理下にある組織
- ・ 国際機関
- ・ 外国中央銀行
- ・ その他財務省が脱税のおそれが少ないとして特定した者

---

異なる。

<sup>129</sup> 内国歳入法 1471(e)(1)(2)条。

<sup>130</sup> 内国歳入法 1471(a)条。

<sup>131</sup> 内国歳入法 1471(e)条。

<sup>132</sup> 内国歳入法 1471(f)条。

## ロ. FFI 契約の内容

FFI 契約においては、以下の内容につき合意がなされる。

- ① FFI において開設されている口座につき、米国人口座（United States account）<sup>133</sup>を特定するために、口座保有者に関して必要な情報を取得すること
- ② 米国人口座の特定に関して、財務省が定めるデューディリジェンス手続または検証手続に従うこと
- ③ FFI において開設されている米国人口座について毎年一定の報告をすること
- ④ 非協力的口座保有者（Recalcitrant Account Holder）<sup>134</sup>または FFI 契約を締結していない外国金融機関に対するパススルー支払い（Passthru Payment）<sup>135</sup>について FFI が 30%の源泉徴収を行うこと
- ⑤ FFI 契約を締結しているが、自社で源泉徴収を行わない選択をしている金融機関に対する支払いのうち、非協力的口座保有者または FFI 契約を締結していない金融機関へのパススルー支払いについて FFI が 30%の源泉徴収を行うこと
- ⑥ 米国人口座に関して財務省が追加情報を要求した場合にこれに従うこと
- ⑦ 外国法が米国人口座の情報の報告を禁じている場合には、その権利放棄

---

<sup>133</sup> 「米国人口座」とは「特定米国人」（Specified United States Person）または「米国人所有外国事業体」（United States Foreign Entity）によって保有されている「金融口座」（Financial Account）をいう。「金融口座」とは、①金融機関（Financial Institution）によって維持されている預金口座、②金融機関によって維持されているカストディ口座、③当該金融機関に対するエクイティおよびデットによる持分（証券市場で取引されている利息債権は除く）を意味する（内国歳入法 1471(d)(2)条）。ただし、FFI が別の扱いを選択する場合を除き、米国人個人が所有する預金口座で、当該 FFI およびその拡大関連者グループに保有されている口座の合計金額が 5 万ドルを超えない場合には、米国人口座とは扱われない（内国歳入法 1471(d)(1)(B)条）。

<sup>134</sup> 「非協力的口座保有者」（Recalcitrant Account Holder）とは、以下の FFI の口座保有者を意味する（内国歳入法 1471(d)(6)条）。

（ア）①米国人口座であるかどうかの特定のための情報提供に応じない場合における口座保有者、②氏名、住所、納税者番号の提供を行わない特定米国人である口座保有者、並びに、実質的米国人所有者の氏名、住所、納税者番号の提供を行わない米国人所有外国事業体である口座保有者、または、（イ）米国人口座の情報開示が外国法において禁止されている場合は、その権利放棄を行わない口座保有者。

<sup>135</sup> 「パススルー支払い」（Passthru Payment）とは、源泉徴収の対象となる支払いおよび源泉徴収の対象となる支払いに関連付けられる限度でのその他の支払いを意味する（内国歳入法 1471(d)(7)条）。

(waiver) を当該口座保有者から得るよう努め、権利放棄を合理的期間内に得られない場合には、当該米国民口座を閉鎖すること<sup>136</sup>

以上によれば、FFI 契約に基づく FFI の義務は、大きく、(i)米国民口座の特定に関する義務、(ii)米国民口座に関する報告義務および、(iii)一定の場合の源泉徴収義務によって構成されているといえることができる。

#### (イ) 米国民口座の特定に関する義務

米国民口座に関する報告義務および源泉徴収義務を適切に履行するための前提として、米国民口座やそれ以外の口座を特定する必要があるため、FFI 契約上、米国民口座を特定するための情報を顧客から収集する義務、および、米国民口座の特定に関するデューディリジェンス手続に従う義務がある。

米国民口座の特定に関しては、Notice 2010-60 が特定のための手続（どのようなステップで米国民口座を特定するか）を詳細に示している。Notice 2010-60 は、口座を、①既存個人口座、②新規個人口座、③既存事業体口座、④新規事業体口座の 4 つの種類に分類して、それぞれの種類毎に詳細な手続を示している。新規口座とは、FFI 契約発効日の翌日以降に開設された口座で、既存口座とは FFI 契約発効日までに開設されている口座をいう。Notice 2010-60 によれば、米国民口座の特定の手続の概要は以下のとおりである。

- ① 既存個人口座については、FFI 契約が発効した年の前年の各月末残高の平均が 5 万ドル未満である場合、米国民口座でないと区分できる。5 万ドル以上の口座のうち、既に別の米国民税法上の手続の関係で（例えば、内国歳入法 3 章や 61 章の関係で）、米国民であることを示す書類が提出されている口座については、米国民口座として扱われ、その他の口座については、FFI の保有する電子的に検索可能な口座情報<sup>137</sup>に米国民口座の可能性を示唆する情報が登録されている場合にのみ、さらなる確認が

---

<sup>136</sup> 現地の法律が FFI からの一方的な取引関係終了を認めていない場合の取扱いについては、未だ明らかにされていない。

<sup>137</sup> 日本の銀行の場合は、顧客情報ファイル (Customers' Information Files) がこれに該当すると思われる。もっとも、日本の顧客情報ファイルに、Notice 2010-60 が挙げる情報が全て登録されているとは限らず、このような場合に、FATCA 所定のデューディリジェンス手続を履行したことになるかどうかは明らかではないという問題がありうる。浅井 [2011] 20 頁参照。

必要となる<sup>138</sup>。例えば、現住所、出生地が米国の住所であるとの情報や、米国への送金・米国からの入金<sup>139</sup>の指示がなされていること等がこれらの情報の例として挙げられている<sup>139</sup>。米国民口座の可能性を示唆する情報が含まれていない場合は、米国民口座ではない口座として取り扱える。口座特定手続の際に FFI の要求にもかかわらず、1 年以内に適切な資料を提出しないと、非協力的口座保有者と扱われる。なお、既存個人口座の扱いはあくまで経過措置に過ぎず、FFI 契約の発効日から 5 年以内にすべての既存個人口座について、新規個人口座の場合と同様の手続が必要になる。

- ② 新規個人口座（既に口座を保有している個人が新たに口座を開設する場合も含む）に関しては、口座開設の際に、開設時の入金と既に存在する口座の前年の各月末平均残高の合計が 5 万ドル未満である場合、米国民口座でないと区分できる。5 万ドル以上の口座のうち、既に別の米国税法上の手続の関係で、米国人であることを示す書類が提出されている口座については米国民口座として扱われ、その他の口座については口座保有者である個人から米国人か否かを証明する書類を取得し、検討しなければならない。このステップで米国民と認められない場合は、さらに、新規口座に関連して得られた全ての情報（口座保有者との事務連絡内容等が含まれる。なお、電子的に検索可能な情報に限られない。）から口座保有者が米国人であることを示唆する情報がないか検討しなくてはならない。米国人であることを示唆する情報の内容は、既存個人口座の場合と同様である。米国人であることを示唆する情報がなければ米国民口座ではない口座として取り扱える。米国人であることを示唆する情報が含まれていた場合、FFI は口座保有者に対して一定の書類を提出するよう要求し、要求に従わない場合は非協力的口座保有者として取り扱うことになる。
- ③ 既存の事業体口座については、まず、はじめのステップとして、他の米国税法上の手続との関係で米国法人（米国人）と取り扱われている事業体については、原則として同様に取り扱うことになる。このステップで米国民と取り扱われない事業体については、電子的に検索可能な情報で当該事業体が米国人であることを示唆する情報があるかどうか（設立

---

<sup>138</sup> 口座保有者から一定の書類を取得すること等が求められる。

<sup>139</sup> 例えば、米国の年金を受給する日本人で、四半期ごとに米国からの入金があるような口座が追加の本人確認が必要になると考えられる。生田・前田 [2010b] 24 頁参照。

地が米国であるかどうか等)を確認し、このような情報がある事業体については、米国法人(米国人)であると推定される。これ以外の事業体については、FFIか、NFFEのいずれかに選別し、FFIについては、FFI契約を締結したFFIか否かさらに選別する。NFFEについては、(金融業以外の)事業の実態(active trade or business)があることを示す書類(事業に利用される有形資産や従業員の雇用状況等を示す資料等)を確認し、事業実態が認められれば、1472(c)(1)条の事業体と分類し(注159参照)、その口座を米国民口座と扱わないこととする等、さらなる分類が必要になる。

- ④ 新規の事業体口座については、既存の事業体口座とほぼ同様の手順で特定を行うが、電子的に検索可能な情報に限らず、あらゆる情報を収集して口座保有者の特定を行わなくてはならない。

#### (ロ) 米国民口座に関する報告義務

FFI契約に基づき、FFIは財務省に米国民口座について報告を行うことが要求されるが、具体的な報告事項は、以下のとおりである<sup>140</sup>。なお、FFIが米国金融機関と同等の報告義務を負うことを選択した場合の特例がある。

- ① 特定米国人である口座所有者の名称、住所、納税者番号
- ② 米国人所有外国事業体の実質的米国人所有者の名称、住所、納税者番号
- ③ 口座番号
- ④ 口座残高または価値(財務省が今後定める時期および方法による)
- ⑤ 財務省が別途定める場合を除き、グロスの受取額および当該口座からの引落額または支払額(財務省が今後定める期間および方法による)

報告すべき対象を理解するためには、用語の定義を明らかにする必要がある。関連する用語の定義は以下のとおりである。

「特定米国人」(Specified United States Person)とは、財務省が別途規定しない限り、下記の者以外の米国人<sup>141</sup>を意味する<sup>142</sup>。

<sup>140</sup> 内国歳入法 1471(c)(1)条。

<sup>141</sup> 米国人(U.S. Person)とは、①米国市民または米国居住者、②米国パートナーシップ、③米国法人、④米国財団、⑤米国信託、⑥米国政府(政府機関またはその管理下にある組

- (i) 株式が証券市場において常時取引がなされている法人（上場している法人）
- (ii) 上場している法人の拡大関連者グループのメンバーである法人
- (iii) 非課税団体、個人退職プラン
- (iv) 米国政府またはその管理下にある組織
- (v) 諸州、コロンビア特別区、米国属領（それらの諸機関またはその管理下にある組織を含む）
- (vi) 銀行
- (vii) 不動産投資信託（REIT）
- (viii) 適格投資会社（RIC）
- (ix) 内国歳入法 584(a)条において規定された共同信託基金
- (x) 内国歳入法 664(c)条において免税扱いを受けている信託、内国歳入法 4947(a)(1)条において規定されている信託

「米国人所有外国事業体」（United States Owned Foreign Entity）とは、一人以上の「実質的米国人所有者」（Substantial United States Owner）を有する「外国事業体」（Foreign Entity）を意味する<sup>143</sup>。

「実質的米国人所有者」（Substantial United States Owner）とは、①法人の場合には、法人の10%超の議決権または価値を直接または間接に所有する特定米国人、②パートナーシップについては、10%超のパートナーシップの資本または利益に対する持分を直接または間接に所有する特定米国人、③信託については、グラントー・トラスト・ルール<sup>144</sup>に基づき、信託のある部分の所有者と取り扱われる特定米国人、または、財務省の定めに従い、当該信託の10%超の受益権を所有している特定米国人を意味する<sup>145</sup>。

織を含む)、⑦米国諸州（州機関またはその管理下にある組織を含む）、コロンビア特別区（特別区機関またはその管理下にある組織を含む）をいう（内国歳入法 7701(a)(30)条）。なお、3節から5節において用いた米国人（U.S. non-exempt recipient）とは異なる。

<sup>142</sup> 内国歳入法 1473(3)条。したがって、典型的な例として、証券市場に上場している会社の口座については、報告の対象外である。

<sup>143</sup> 内国歳入法 1471(d)(3)条。

<sup>144</sup> 内国歳入法 671 条以下に規定されているグラントー・トラスト（grantor trust）に関するルールである。グラントー・トラストでは、委託者が信託財産に対して一定の権限や利益を持つことから、信託財産の所有者として取り扱われる。

<sup>145</sup> 内国歳入法 1473(2)条。

「外国事業体」(Foreign Entity) とは、米国人以外の事業体を意味する<sup>146</sup>。

そして、報告対象となっている口座は、FFI の口座に限られず、拡大関連者グループのメンバーとなっている、FFI 契約を締結していない外国金融機関の口座も含まれているため<sup>147</sup>、FFI 契約による報告義務の範囲は相当に大きなものとなる。このように、FFI 契約によって、FFI に広範な報告義務が課されていることが理解できる。特に、実質的に外国事業体を支配して米国投資を行っている米国人を捕捉しようとしていることが見てとれる。また、口座の残高・入出金の情報が報告されるため、米国人が国外源泉所得を取得しているかどうかについて有効な調査の端緒が得られると考えられる。

※ FFI が米国金融機関と同等の義務を負うことを選択した場合の報告内容の特例

なお、FFI が、米国金融機関と同等の義務を負うことを選択することもでき、この場合は、特定米国人または米国人所有外国事業体をあたかも自然人かつ米国民(全世界所得課税に服する)として報告することになる<sup>148</sup>。この結果、米国源泉の FDAP 所得、証券等の資産の売却によるグロス収益および国外源泉所得が米国内で支払われるか米国外で支払われるか否かにかかわらず、これらの所得について報告する必要がある。なお、この選択をした場合には、特定米国人の氏名、住所、納税者番号、米国人所有外国事業体の実質的米国人所有者の氏名、住所、納税者番号を報告しなければならない。しかしながら、この選択をした場合は、口座の残高や、口座のグロスの受取金額・引出金額を報告しなくてよいことになる<sup>149</sup>。

#### (ハ) 源泉徴収義務

FFI 契約に基づき、FFI は一定の場合に源泉徴収義務を負う。源泉徴収義務を負うのは、以下の場合である<sup>150</sup>。

---

<sup>146</sup> 内国歳入法 1473(5)条。

<sup>147</sup> 内国歳入法 1471(e)条。

<sup>148</sup> 内国歳入法 1471(c)(2)条。Joint Committee on Taxation [2010] p. 42.

<sup>149</sup> Notice 2010-60, p. 50.

<sup>150</sup> このほか、後述するとおり、FFI に口座を保有する NFFE に対する支払いについては、FFI 契約というよりも、内国歳入法 1472 条に従って 30%の源泉徴収を行うのが原則となると考えられる。

- ① 非協力的口座保有者または FFI 契約を締結していない外国金融機関に対するパススルー支払い
- ② FFI 契約を締結しているが、自社で源泉徴収を行わない選択をしている金融機関に対する支払いのうち、非協力的口座保有者または FFI 契約を締結していない金融機関へのパススルー支払い

ただし、FFI は、非協力的口座保有者への支払いにつき、自ら直接源泉徴収することに代えて、その上流に位置するカスタディアンによって源泉徴収されることを選択することができる<sup>151</sup>。この場合、当該 FFI は、FFI 契約に基づき、当該カスタディアンに対して、適切な金額の源泉徴収を行うために必要な情報を提供しなくてはならない<sup>152</sup>。

## (二) FFI 契約に基づく FFI の義務の履行確保

FFI が FFI 契約を遵守していないと財務省が判断した場合には、FFI 契約を解除することができ<sup>153</sup>、それによって米国の源泉徴収義務者から FFI に対する支払いについて 30%の源泉徴収を受けるという不利益を外国金融機関にもたらすこととなり、エンフォースメントの重要な手段となる。

## ハ. みなし遵守 FFI

FFI が財務省との間で、FFI 契約を締結していないにもかかわらず、FFI 契約を締結したのと同様に扱われる場合もある（みなし遵守 FFI、deemed-compliant FFI）<sup>154</sup>。そのためには下記①または②のいずれかの条件を満たす必要がある。

- ① 財務省が今後定める手続に従い、米国内口座の開設や維持を行わないこと。さらに、その FFI において維持されている他の FFI の口座について財務省が定める手続に従い確認手続を行うこと

---

<sup>151</sup> 内国歳入法 1471(b)(3)条。FFI に対してなされる支払いの全てではなく、非協力的口座保有者への支払いに相当する部分について 30%の源泉徴収を受けることになる。

<sup>152</sup> 内国歳入法 1471(b)(3)(C)条。

<sup>153</sup> 内国歳入法 1471(b)条。

<sup>154</sup> 内国歳入法 1471(b)(2)条。詳細は財務省の定める手続に委ねられているが、未だ財務省の定める規定は存しない。

- ② 租税回避の可能性が低いため、FFI 契約の締結が不要であると財務省が判断した一定のグループに該当すること

なお、この場合、FFI 契約は締結していないが FFI であることに変わりはないため、NFFE に対する 30%の源泉徴収に服することもない。

#### (5) NFFE への支払いに関する源泉徴収等の取扱い

NFFE へ 2013 年 1 月 1 日以降に源泉徴収の対象となる支払いがなされる場合の源泉徴収等の取扱いについては、内国歳入法 1472 条で規定されており、その概要は以下のとおりである<sup>155</sup>。

原則として、NFFE に対して、源泉徴収の対象となる支払いをする際には 30%の源泉徴収がなされる<sup>156</sup>。ただし、以下の要件が全て満たされる場合は、源泉徴収は行われ<sup>157</sup>ない。

- ①NFFE が、(a)実質的米国人所有者がいないことの証明書を源泉徴収義務者に提出すること、または、(b)実質的米国人所有者がいる場合は、その名称、住所、納税者番号を含む情報を源泉徴収義務者に開示すること<sup>158</sup>

---

<sup>155</sup> なお、FFI に対する支払いに関する規定と同様に、多くの規定の内容が財務省規則の定めるところにより今後具体化されることになるため、留意されたい。

<sup>156</sup> FFI に NFFE が口座を保有している場合において、FFI が NFFE に支払いを行う場合もこれに該当する。Notice 2010-60 はこの場合について、「1472 条の関係で FFI は源泉徴収義務者となる」旨述べている (p.41)。1471 条の口座の特定・報告義務との関係で二重に書類を NFFE から取得する必要はなく、1471 条における口座の特定の際に NFFE の属性を特定することになる (適用除外とされる NFFE (excepted NFFE) であるか否か等、45 頁参照。)

<sup>157</sup> 内国歳入法 1472(a)(b)条。

<sup>158</sup> 実質的米国人所有者は、法人の 10%超の議決権または価値を間接に所有する特定米国人を定義上含むものである。したがって、例えば、ある NFFE (法人) の株主が 3 社あるとして、そのうち 1 社でもその実質的米国人所有者 (当該 NFFE にとっては間接的な所有者) を明らかにしない場合には、結果として、当該 NFFE が源泉徴収義務者に対して実質的米国人所有者の情報を開示しなかったことになるため、当該 NFFE への源泉徴収の対象となる支払いの全てに対して 30%の源泉徴収が課せられることになる。このほかの具体例として、NFFE であるイギリス法人が米国銀行のロンドン支店に預金口座を保有している場合に、そのイギリス法人の所有者として、イギリスの自然人 A (米国人には該当しない) と、イギリス国籍であるがここ一年の間米国で勤務していた自然人 B (米国居住者) と、米国市民の夫婦 (D、E) によってそれぞれ 50%の受益権が保有されている米国信託 C が存在し、A、B、C それぞれの所有割合が 3 分の 1 であるときの取扱いを検討する。B は米国居住者として特定米国人であり、イギリス法人の 10%超の議決権・価値を保有することから実質的米国人

- ②源泉徴収義務者が、①で提供された情報に、誤りがあることを知らず、また、誤りがあることを知りえないこと
- ③源泉徴収義務者が、①(b)で提供された情報を財務省が定める方法で財務省に報告すること

さらに、支払いの受益者が以下に該当する場合には、原則 30%源泉徴収されるという上記のルールは適用されない（適用除外とされる NFFE (excepted NFFE)）<sup>159</sup>。

- ・ 上場している法人およびその拡大関連者グループメンバー
- ・ 米国の属領の法律により設立され、当該属領の居住者のみにより所有される事業体
- ・ 外国政府、その諸機関、またはその管理下にある組織
- ・ 国際機関
- ・ 外国中央銀行
- ・ その他財務省が脱税のおそれが少ないとして特定した者<sup>160</sup>

また、脱税のリスクが小さいと財務省が特定するタイプの支払いについても、原則 30%源泉徴収されるという上記のルールは適用されない<sup>161</sup>。

## （6）還付に関連する規定等

内国歳入法 4 章の規定に基づき 30%の源泉徴収が行われた場合において、租税条約に基づき源泉徴収税の免除または軽減税率の適用を受けられる受益

---

所有者となる。C は米国信託として特定米国人でありイギリス法人の 10%超の議決権・価値を保有することから実質的米国人所有者となる。C を保有する米国市民（特定米国人）である夫婦も、C を 10%超の議決権・価値を間接的に保有することから実質的米国人所有者となる。したがって、NFFE であるイギリス法人は、B、C、D、E の氏名・名称、住所、納税者番号を源泉徴収義務者である米国銀行に提供しなければ、預金利子の支払いについて 30%の源泉徴収を受けることになると考えられる。McKenna [2010]参照。

<sup>159</sup> 内国歳入法 1472(c)(1)条。ただし財務省長官が別段の定めをすることができる。例えば、Notice 2010-60 によれば、金融機関以外の業務を主に行う子会社（グループ）を有する持株会社のうち一定のもの等は（本来は FFI に該当しうるものの）FFI に該当しない（すなわち NFFE に該当する）としたうえで、かかる持株会社が受益者となる支払いについては、1472(c)(1)によって 30%源泉徴収の例外とすること等が検討されている。

<sup>160</sup> Notice 2010-60 によれば、事業実態のある NFFE については、これに該当するものと思われる。

<sup>161</sup> 内国歳入法 1472(c)(2)条。なお、財務省規則の内容はいまだ明らかではない。

者は申告書を提出することにより、還付請求を行うことが可能である。還付請求を行う場合には、①かかる受益者が米国人所有外国事業体であるかどうか、および、②当該事業体の実質的米国人所有者の属性、を財務省が判断するために必要な情報を提供する必要がある<sup>162</sup>。

FFI が受益者となる支払いについては、特別な規定が設けられている<sup>163</sup>。30%の源泉徴収が行われた FFI が所得の受益者である場合において、当該 FFI が租税条約に基づき源泉徴収税の免除または軽減税率の適用を受けることができるときには、申告書を提出することにより、還付請求を行うことができる。なお、FFI が受益者となる支払いについては、還付請求が行われる場合でも還付金に利子は一切付与されない。

還付には相当の期間が必要となるとみられることから、外国金融機関が自己勘定において米国投資を行う場合および顧客勘定において米国投資を行う場合のいずれについても、源泉徴収されてしまった場合には、資金が相当期間塩漬けとなり、調達コストを考えれば逆ザヤになるといわれる<sup>164</sup>。

#### (7) FATCA レジームのインプリケーション：QI レジームとの比較を中心に

上記の FATCA レジームについて、典型的なケースを念頭におき、QI レジームとの比較を中心に、米国人である所得の受益者の情報が広範に財務省に報告される仕組みになっていることを説明する。

#### イ. FFI および NFFI を通じた米国ポートフォリオ投資を網羅した規制を行っていること

FATCA に関する最も基本的な当事者の関係を図表 1 にならって図で示すと図表 2 のようになる。ただし、ここでは口座保有者や実質的所有者は除いている。FFI には既に QI であるものと NQI であるものが含まれているが、その観点での分類は行っていない。

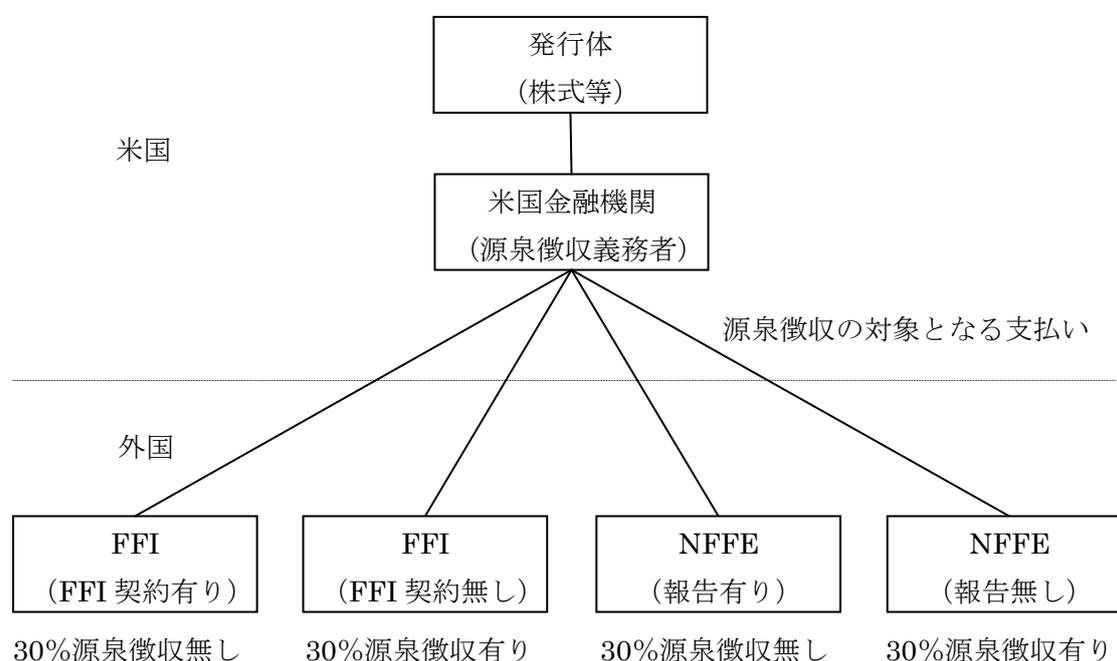
---

<sup>162</sup> 内国歳入法 1474(b)(3)条。

<sup>163</sup> 内国歳入法 1474(b)(2)条。

<sup>164</sup> 生田・前田 [2010b] 22 頁。同論文によれば、還付には、6 ヶ月ないし 2 年かかるとみられる。

図表 2 FFI への支払いと NFFE への支払い



まず、この図からは、米国の源泉徴収義務者から直接個人に支払われる場合以外の支払い、すなわち、金融機関に限らずあらゆる事業体に対する源泉徴収の対象となる支払いについて FATCA の網がかかっていることが理解できる。すなわち、FFI 契約を締結していない FFI および、実質的米国人所有者の有無等につき報告しない NFFE に対する支払いについては、自動的に 30% の源泉徴収を行うこととして、米国投資を抑圧し、米国投資を続けるためには、FFI 契約の締結および実質的米国人所有者の報告を行うように誘導している。このようにして、原則として、仲介人 (Intermediary) である金融機関のみを対象としている QI レジームよりも相当に広範に米国人の口座情報および外国事業体の実質的所有状況に関する報告義務の網をかぶせることが可能となっている。

なお、FFI の定義が広範であり、パートナーシップ・ファンド等が FFI に含まれることも特徴的である。QI レジームにおいては、パートナーシップ等については、源泉徴収外国パートナーシップ (Withholding Foreign Partnership) として QI 契約に類似した Withholding Partnership 契約を内国歳入庁と締結して、QI と類似した源泉徴収等のコンプライアンスの義務を負うという仕組みとなっているが<sup>165</sup>、FATCA では FFI に該当するパートナーシップ等も銀行等と同じく FFI 契約によることになる。

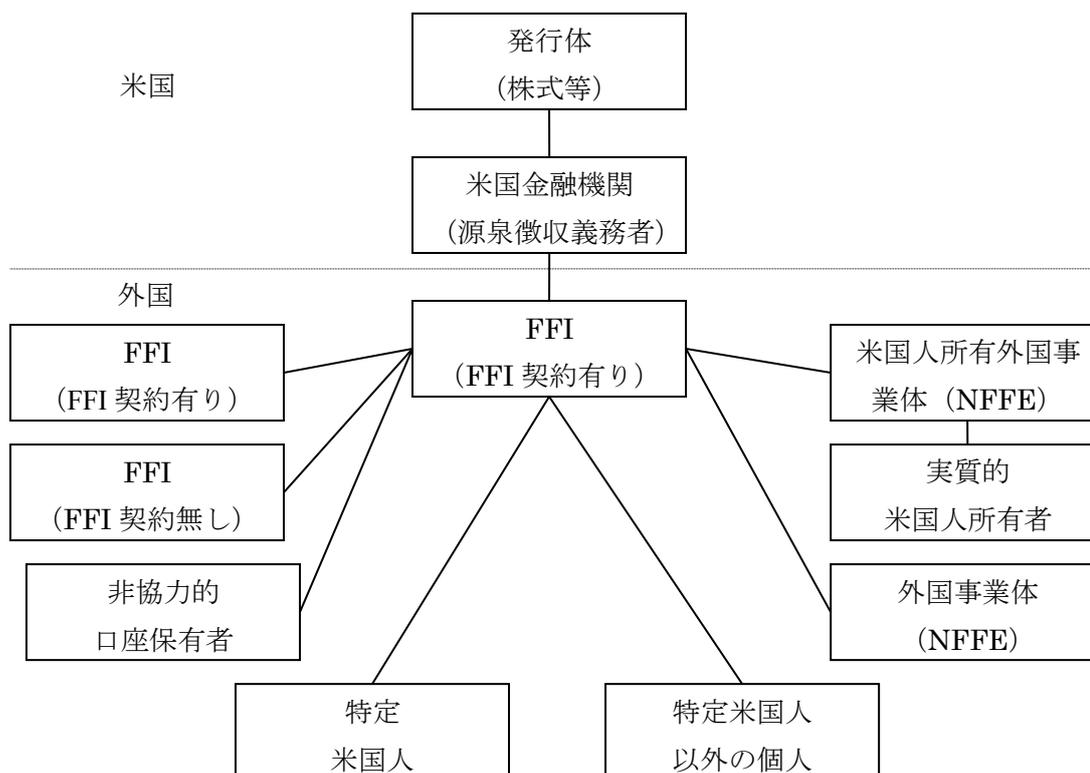
<sup>165</sup> 注 49 参照。

また、源泉徴収の対象となる支払いには、「米国源泉の配当または利子を  
生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払額」も含み、FDAP 所得より  
も範囲を広げている。これにより、FATCA の規制の対象はさらに広範なも  
のになる。

ロ. FFI 契約に基づいて報告される口座は、米国国内源泉所得を得ている口座  
に限られないこと

FFI の口座保有者の種類に応じてどのような源泉徴収・報告がなされるの  
かについて、上記の図表 2 をさらに拡張して、検討する。

図表 3 FFI の口座保有者



FFI 契約を締結した金融機関の口座保有者を FATCA のルールに従ってカ  
テゴライズした場合、概ね図表 3 に記載された多種多様な口座保有者が存在  
することになる。

このような多種多様な者の保有する口座について、FATCA は、FFI 契約を  
締結した金融機関に対して、源泉徴収の対象となる支払いとは関係ない口座

(例えば国外源泉所得しか得ていない口座)も含めて、全ての口座について米国民口座(特定米国民および米国民所有外国事業体の保有する口座)を特定し、米国民口座の情報を報告する義務を負わせている。これは国外源泉所得のみを得ている口座については、内国歳入庁に報告されなかった QI レジームと大きく異なる特徴である。

#### ハ. 米国民口座について報告される内容の拡充

QI レジームにおいて QI である外国金融機関が米国民の口座につき内国歳入庁に報告する内容は、前述したとおり、様式 1099 により口座保有者に対する支払いを報告するというものであり、口座の残高や、グロスの受取金額・引落し金額をカバーするものではなかった。FATCA においては、米国民の全世界所得を把握する目的で報告の範囲が拡大され、口座の受取金額、引落し金額、口座の残高が報告事項となっている。

#### ニ. 外国事業体の背後に存在する米国民が報告されること

報告が要求されるのは、個人(特定米国民)の口座だけでなく、外国事業体の口座(米国民所有外国事業体)の口座も含まれており、この場合、実質的米国民所有者が内国歳入庁に報告される。これによって、外国法人の背後に存在する米国民を捕捉しきれなかった QI レジームにおける問題点を改善しようとしている。

#### ホ. FFI 契約に基づいて報告される口座は、FFI の口座だけでなく、FFI の拡大関連者グループに属する金融機関の口座も含まれること

FFI 契約に基づいて報告される口座は、FFI 契約を締結した FFI の口座に限られない。FFI の拡大関連者グループに含まれる金融機関の口座も対象となる。このため、米国民口座を特定しなければならない口座数、報告対象となる口座数は飛躍的に拡大する。例えば、米国投資を行う A 銀行が FFI 契約を締結した場合、A 銀行の子会社の B 証券会社が全く米国投資を行わないとしても、B 証券会社の全口座が FATCA による本人確認の対象となる。これはグループで 1 社だけに米国投資を集約し、FATCA から逃れるのを防ぐためと考えられる<sup>166</sup>。

---

<sup>166</sup> 生田・前田 [2010b] 23 頁。

## へ. コンプライアンスが期待できない受取人へのパススルー支払いについて FFIに源泉徴収義務を課すことで、当該受取人に対して口座情報の提供を促進しようとしていること

FFIがその顧客のために米国金融機関から配当等の支払いを受けた場合を考える。FFI契約を締結したFFI（仮に「A銀行」とする。）が、他のFFIでFFI契約を締結していないもの（B銀行）や非協力的口座保有者（C）に対して、受け取った配当等をそのまま支払うような場合は、「パススルー支払い」として、FFI契約上、FFI（A銀行）が支払額の30%の源泉徴収を自ら行うことが求められている。

すなわち、FFI契約を締結しているため、米国金融機関からA銀行に支払われる段階では30%の源泉徴収はされないことを原則とするものの、口座情報の提供を期待できないFFI（B銀行）や、口座情報の提供を拒絶している非協力的口座保有者（C）に対する支払いについては、やはりFFIに30%の源泉徴収を行わせることとしている。この措置は、FFI契約を締結していないFFIがFFI契約を締結することや、非協力的口座保有者が源泉徴収を避けるために口座情報を提供することを促進することを狙いとしているといえるであろう<sup>167</sup>。

ただし、FFI契約を締結していないFFI（B銀行）や非協力的口座保有者（C）がFFI（A銀行）に口座を保有している場合には、A銀行はFFI契約を締結することができないとか、または、そのような口座は閉鎖しなければならないとする規制よりは、微温的である<sup>168</sup>。米国との間で情報交換条項を有する租税条約を締結していない多くの国に所在するFFI（A銀行）を念頭におくと、FATCAの実効性および内国歳入庁による監督の困難性の問題が生じるとの指摘もなされている。

---

<sup>167</sup> 生田・前田 [2010b] 25頁は、「FFI契約を締結する金融機関は、口座保有者にFFI契約を締結しない金融機関がいる場合には、そのような金融機関の数と米国資産の合計を内国歳入庁に報告する必要があるため、FFI契約を締結する海外のカストディ等（例：ユーロクリア等）が、FFI契約を締結しない金融機関の口座開設に一定の制限を設ける可能性がある」と噂されている。つまり、FFI契約を締結しない金融機関はさまざまな局面で障害に直面する可能性があり、ここにも、できる限りFFI規定を締結させようという米国政府の意図が垣間見える。」と指摘している。

<sup>168</sup> FATCAの立法過程においては、このような取扱いとする条文も起草されていたが、結局採用されなかった。Suringa [2010]参照。

## 7. FATCA レジームの評価

FATCA に基づく源泉徴収・報告ルールの適用は、未だ行われていないため、FATCA の評価については、時期尚早といわざるをえない側面もあることを留意しつつ、現在の情報を基に FATCA レジームについて評価を行う。

上記のとおり、FATCA は、強力かつ広範囲な源泉徴収義務および報告義務を金融機関等に課すものであり、FFI が FFI 契約を締結・遵守して情報提供を行い、NFFE が実質的米国人所有者の情報提供を行うのであれば、内国歳入庁にとって米国人の海外金融資産およびかかる資産から生じる所得の把握が容易になるというメリットが存することは確実である。したがって、FATCA のような手法は、全世界所得課税の確保の手段として有望となりうるように思える。

しかしながら、FATCA が成功するためには、世界中の FFI および NFFE が内国歳入庁に協力して情報提供することが不可欠である。すなわち、FATCA の目的は、源泉徴収の対象となる支払いおよびパススルー支払いに 30% の源泉徴収を行うことではなく、米国民口座を適切に報告させ、適切な全世界所得課税を行うことにあるため、FFI および NFFE が情報提供しなくては目的が達せられないのである。果たして FFI および NFFE からそのような協力は得られるだろうか。また、FATCA レジームは、米国投資が豊富に行われることを前提に機能する制度であるところ<sup>169</sup>、FFI および NFFE が内国歳入庁に協力しないどころか、FFI および NFFE を通じた米国投資が行われなくなってしまうと、結局米国民口座の情報も十分に把握できないだけでなく、米国経済に悪影響さえ生じさせかねない危険をはらんでいるようにも思われる。

以下では、金融機関の FATCA レジームに対する反応を中心に、FATCA レジームの問題点を探る。

### (1) FATCA レジームの問題点

---

<sup>169</sup> FATCA レジームは米国投資に 30% の源泉徴収を適用することが可能な状況があることによってはじめて実効的に機能する。なぜなら、FFI や NFFE は、源泉徴収の対象となる支払いに対する 30% の源泉徴収を恐れて、FFI 契約を締結する等して、情報提供を行うことになると考えられるからであり、逆に言えば、米国投資を行わない FFI および NFFE にとっては何ら恐れるに足らないものであるからである。

FATCA レジームには、報告義務等を課せられる FFI、NFFE の立場からの問題点（イ、ロ、ハ）、源泉徴収の対象となる支払いを行う米国の源泉徴収義務者の立場からの問題点（ニ、ホ）、そして FATCA レジームを導入する米国の課税当局の立場からの問題点（へ、ト）が存するように思われる。以下詳述する。

## イ. コンプライアンス・コストが大きいこと

米国人の金融資産を広範に把握しようとする FATCA レジームにおいて必然的に生じる実際上の大きな問題点は、コンプライアンスのコストが非常に大きいということである。すなわち、前述したとおり、源泉徴収の対象となる支払いを受ける FFI は、30%の源泉徴収を避けるためには、FFI 契約を締結する必要があるが、FFI 契約を締結した FFI は、新規口座・既存口座について米国民口座の特定、米国民口座に対する年次報告等の負担が課せられることとなり、継続的にコンプライアンスのコストが生じる。さらに、報告の対象となる口座は、FFI 契約を締結した FFI に開設された米国民口座に限られず、拡大関連者グループ内の FFI に開設された口座も含まれるため、コンプライアンスのコストは極めて大きなものとなりうる。また、NFFE にとっても、源泉徴収の対象となる支払いを受ける限り、30%の源泉徴収を避けるためには、実質的米国人所有者の有無を財務省に報告することが求められており、コンプライアンス・コストが大きい。

コンプライアンス・コストが大きいことについては、実際に金融機関が大きな懸念を示している。例えば、国際銀行協会連合会<sup>170</sup>は、FATCA の成立後、2010年7月29日付けで「外国口座税務コンプライアンス法について」と題した意見書（以下「IBFed 意見書」という。）を財務省および内国歳入庁に提出したが<sup>171</sup>、その意見書において、FFI は極めて拡大されたデューデリジェンスリスクおよびコストを負担することになる旨指摘している<sup>172</sup>。

日本の全国銀行協会も、2010年11月1日付けで「外国口座コンプライア

---

<sup>170</sup> IBFed（International Banking Federation：国際銀行協会連合会）は、各国の銀行協会が協調して銀行界を巡る課題に取り組み、国際機関・各国監督当局等に対して提言や働きかけを行うことを目的として、2004年3月に設立された団体である。日本の全国銀行協会のほか、米国、オーストラリア、カナダ、中国、欧州、インド、韓国、ロシア、南アフリカの各銀行協会が加盟している。2010年7月29日付けの意見書の内容は、FFI の負担を念頭に置いたものとなっており、本稿では、FFI の反応として位置づけている。

<sup>171</sup> International Banking Federation [2010].

<sup>172</sup> International Banking Federation [2010] p. 4.

ンス法についての意見書」(以下「全銀協意見書」という。<sup>173</sup>)を内国歳入庁に提出しているが、この意見書においても、「米国人口座を特定するために、預金口座全体を対象として FATCA の規定するデューディリジェンスを行うことは、日本の金融業界に対して、…多大な事務・コスト負担を強いることとなります。」と指摘している<sup>174</sup>。さらに、全銀協意見書は日本の金融機関が直面する具体的な問題点を指摘している。例えば、「現状の特定米国居住者<sup>175</sup>の定義は、米国税法上の定義であるため、米国籍保有者のみならず米国永住権保持者や米国税法上の 183 日以上滞要件を充足した米国居住者も含まれます。かかる定義にもとづき、『特定米国居住者』を厳密に把握し、また継続的な確認を行うことは、通常の金融機関の業務の範囲では不可能と考えます」「特定米国居住者の顧客割合が低い本邦金融機関では、米国の法律にもとづき、顧客に対して国籍情報の提供を要請することは事実上困難です」「個人顧客、法人顧客ともに、…米国口座特定のための確認作業を定期的に繰り返すことは、金融機関が通常の業務で要求されている手続を逸脱し、多大な負担を強いるものであると考えられる」等の指摘を行っている<sup>176</sup>。

米国人口座の特定・報告に関するマニュアルの策定やコンピュータシステム上の手当て等を含め、米国人口座の特定・報告等につき多大なコストが生じるのは不可避ということが出来る。

## ロ. 外国の法令等に適合しない報告義務等を課すことになりかねないこと

---

<sup>173</sup> 全国銀行協会 [2010]。なお、全銀協意見書には、英語版と日本語版があるが、以下では日本語版を引用する。

<sup>174</sup> 日本証券業協会も同様にコスト負担が大きいことを訴えている (Japan Securities Dealers Association [2010] 参照)。全国銀行協会、日本証券業協会は、日本の金融機関を通じた米国人の脱税のリスクが小さいことを説明し、FATCA における例外規定である内国歳入法 1471(f)(4)条または 1471(b)(2)(B)条を日本の金融機関に適用することを求めている (全国銀行協会 [2010] 3 頁、Japan Securities Dealers Association [2010] p. 2)。また、投資信託協会も、外国所在の米国人が証券会社等に新規口座を開設することが困難であり、脱税が行われる可能性が小さいこと等を説明し、QI として活動している投資信託会社等について内国歳入法 1471(b)(2)(B)条を適用すべきである旨の意見を述べている (The Investment Trusts Association, Japan [2010] p. 3)。また、一定の種類投資信託について、上場会社と同様の金商法上の規制等 (開示規制等) を受けていること等を説明し、脱税のおそれの小さい投資信託が存在することを説明している (The Investment Trusts Association, Japan [2010] pp. 3-5)。

<sup>175</sup> 全銀協意見書の英語版では、Specified U.S. Persons であり、本稿の特定米国人と同じである。

<sup>176</sup> 全銀協意見書によれば、日本の銀行における預金口座の総数は約 7.9 億にのぼる。

問題は、FFIやNFFEに生じる事実上のコスト（対応マニュアルの作成、コンピュータシステムの修正等を含む）にとどまらない。特に、所在地国の法令等によって様々な規制を受けているFFIにとっては、FFI契約に従って、（QIレジームと比較して）極めて広範囲の口座について、米国人口座を特定し、口座情報を米国の内国歳入庁に報告することが、外国の各種法令等の規制や顧客との契約に違反するリスクを大きくするという問題を生じさせるように思われる。特に、拡大関連者グループに所属するFFIが世界各国に所在する場合、FFI契約の履行に際して各国の規制等に抵触するリスクが飛躍的に上昇し、FFI契約の履行が困難となった結果として、FFI契約を解除されてしまう可能性も十分ありうる<sup>177</sup>。以下では、日本の法令等との抵触が問題となりうる点をいくつか紹介するが、同様の問題点が諸外国の法令等との関係においても生じうると思われる<sup>178</sup>。

#### （イ）口座の特定に際して「米国人」に関する情報を取得することの可否

米国人口座の特定に際して、顧客から国籍情報（米国市民権を有するかどうかに関する情報）を取得することが必要となりうる。日本の個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）上、国籍情報の取得を禁じる条項は存しない。ただし日本の金融機関にとっては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「金融庁ガイドライン」という。）との抵触が問題となりうる<sup>179</sup>。金融庁ガイドライン6条は、「金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（セ

---

<sup>177</sup> 全銀協意見書は、この点について、「海外展開している銀行については、FATCAへの対応に当たり、自国法令のみならず海外拠点や子会社等のあるそれぞれの国の法令等との関連を整理したうえで内部手続きを整備する必要が生じることをご理解いただいたうえで、例えばある国の法令等との関係上、その海外拠点や子会社がFATCAの求める要件を充足することが困難な場合に、それをもって自社または拡大関連者グループ全体として参加FFIのステータスが直ちに否定されるようなことがないよう、手続き上の十分な配慮を要望します。」と述べて（全国銀行協会〔2010〕11頁）、懸念を示している。

<sup>178</sup> この点については、浅井〔2011〕18頁を大いに参照した。

<sup>179</sup> この規定は、「努力規定」であるから、これに違反したとしても、個人情報保護法違反の問題が生じることはなく、個人情報保護法に基づく勧告・命令（個人情報保護法34条）の対象になることはないと考えられる。しかしながら、違反した場合には、少なくとも行政指導等を受ける不利益が生じうる。また、銀行法上の業務改善命令（銀行法26条）等の対象となる可能性がある。

ンシティブ) 情報」という。) については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行わないこととする。」と定め、金融庁ガイドラインが適用される事業者は、センシティブ情報を原則として取得しないこととされている。

この問題については、金融庁ガイドライン 6 条において国籍に関する情報はセンシティブ情報に挙げられていないこと、金融庁も、金融庁ガイドラインに対するパブリックコメント手続において、国籍情報の取得の可否について、「パスポート等の『国籍』情報は、法令等にもとづき国籍そのものの確認に用いられる限り、機微情報には該当しないものと考えられます。」と回答していることから<sup>180</sup>、FFI 契約上の義務を履行するためその顧客から国籍情報を取得することは、金融庁ガイドライン 6 条に反しないとの見解が示されている<sup>181</sup>。

また、米国内口座の特定に際して、出生地情報についても取得することが必要となりうるが、米国内の出生地は、「門地」や「本籍地」にはあたらないから、日本の金融機関がこれを取得することは金融庁ガイドライン 6 条に反しないとの見解が示されている<sup>182</sup>。

## (ロ) 米国当局へ口座情報を報告することの可否

### ① 守秘義務との関係

日本法上、「金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報等の顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い、その顧客情報をみだりに外部に漏らすことは許されない」(最決平成 19 年 12 月 11 日民集 61 卷 9 号 3364 頁)とされている。守秘義務に違反した場合には、金融機関は顧客に対して、債務不履行責任または不法行為責任を負うと考えられる。FFI 契約を締結した FFI は、内国歳入庁に対する「米国内口座」の口座情報の年次報告が要求されるが、このような報告が顧客に対する守秘義務違反にならないかが問題となる。

---

<sup>180</sup> 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧、33 頁参照。金融庁ウェブサイトにおいて閲覧可能。

<sup>181</sup> 浅井 [2011] 24 頁。

<sup>182</sup> 同上。

金融機関の守秘義務は絶対的なものではなく、銀行に正当な理由がある場合には免除されると解されている<sup>183</sup>。一般に以下のような場合には守秘義務が免除されると解されている。第1に、顧客本人の同意がある場合である。顧客の同意があれば、その同意の範囲内において、守秘義務が免除され第三者との間で顧客情報の授受を行うことが許容される。第2に、法令上の規定に基づく調査・質問等を受けた場合にも守秘義務が免除される。例えば、税務調査（任意調査）への対応として情報を開示した場合等である。第3に、金融機関が自らの権利・利益を守るために必要な場合にも守秘義務は免除される。例えば、金融機関と顧客との間の訴訟手続において、必要な範囲での顧客情報を法廷の場を開示する場合等である。なお、特に、第2、第3についてはケース・バイ・ケースの判断となることも多い。

顧客から明示的に同意を得られている場合は問題ないと解されるが、仮に同意が得られていないとして、守秘義務が免除されるであろうか。問題となりうるのは、(i)日本の金融機関が、（直接の根拠としては）米国の法令ではなく、契約に基づいて米国内国歳入庁の口座情報を内国歳入庁に提供すること、(ii)提供する口座情報の内容が広範であること（口座の残高や口座の受取金額・引落とし金額が含まれる）の2点であろう。

前者(i)については、QI レジーム下と同様に契約を根拠としているものであるため、QI 契約下での情報提供につき守秘義務上の問題があれば基本的に同様に考えることができると思われるが、QI レジーム下における守秘義務の問題についてはこれまであまり検討されていないようである。この点については、(a)実質的には内国歳入法という法令の裏付けがある契約に基づいていること、(b)米国政府に対してその一定の合理性を有する政策に協力することを目的として情報を提供しかかる情報が米国政府の政策実現目的で利用されることは、守秘義務違反を否定する方向に働く事情であろう。

これに対して、後者(ii)については、別途の考慮を要する。前述したとおり、QI レジームと異なり、内国歳入庁に提供される口座情報の内容は相当に拡大している。米国政府の目的達成のために必要不可欠であるとして、守秘義務違反と即断するのは適切ではないとの見解が示され

---

<sup>183</sup> 藤原 [2007] 18 頁、小野 [2009] 30 頁。

ているが<sup>184</sup>、QI レジームと比べると、守秘義務違反を肯定する方向に働く事情というべきであろう。もっとも、これをもって直ちに守秘義務違反であるということはできないであろう。

以上からすれば、内国歳入庁への開示に関しては、書面等により顧客からの明確な同意を得ることが望ましく、日本の金融機関にとっては、そのためのコストも生じるということになるろう（同意が取れない場合には口座開設を制限する等の必要が生じうるであろう）。

## ② 個人情報保護法との関係

日本の個人情報保護法は、個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供を原則として禁止している（個人情報保護法 23 条 1 項）。ただし、(i)本人の事前同意がある場合（同項 1 号）、(ii)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき（同項 2 号）等に限って、例外的に第三者提供が許容されている。米国人口座の情報を内国歳入庁に報告することが、個人情報保護法違反とならないかが問題となる。

個人情報保護法 23 条 1 項 1 号にいう「法令」について、外国の法令を含むか否かは必ずしも明らかではないが、「金融庁ガイドライン」のパブリックコメント手続において示された金融庁の意見によれば、同条にいう「『法令に基づく場合』については、外国の法令は含まれないと解釈されている」<sup>185</sup>ので、この規定に基づいて個人情報保護法違反でないということは困難であると考えられる。

個人情報保護法 23 条 1 項 2 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するか否かが問題となる。この点につき、米国人口座を報告しない場合には FFI 契約を解除されてしまうことから FFI に不利益が生じ、当該 FFI の財産の保護のために必要があるといえるとの解釈も提案されているが<sup>186</sup>、個人情報取扱事業者である FFI の財産の保護のために

---

<sup>184</sup> 浅井 [2011] 22 頁。

<sup>185</sup> 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案) への意見一覧、2 頁参照。金融庁ウェブサイトにおいて閲覧可能。

<sup>186</sup> 浅井 [2011] 23 頁。

第三者提供が認められるとするこの解釈が安定的に通用するかは未だ不明である。さらに、「本人の同意を得ることが困難である」の要件については、本人が急病になった場合等物理的に同意を得がたい場合や、悪質なクレーマーであることの情報のように本人が同意することが社会通念上期待しがたい場合等が含まれるが、人の生命、身体又は財産の保護のために、他の方法を用いることが可能な場合には、本人同意を得ないで第三者提供することは認められないとされている<sup>187</sup>。この要件についても容易に満たされるとも思われない。

したがって、やはり事前同意を得るとというのが日本の金融機関の基本的な方針として適切であると思われ、新規にまたは改めて同意を書面等で取得するためのコストが日本の金融機関に生じるということになる。

#### (ハ) FFI 契約を締結していない金融機関から口座情報を受領することの可否

前述したとおり、FATCA レジームにおいて米国人口座の報告義務等は、FFI 契約を締結した FFI に開設された米国人口座だけでなく、当該 FFI と同一の拡大関連者グループに属する FFI に開設されている米国人口座も対象となっている。例えば、FFI 契約を締結した A 銀行が B 証券会社を完全子会社として有している場合（または 50% 超の議決権を保有している場合等拡大関連者グループの要件を満たす場合）、A 銀行は、自らの「米国人口座」のみならず B 証券会社の「米国人口座」についても報告義務等を負うことになる。

日本の金融商品取引法（以下、「金商法」という。）上、証券会社が発行者等（発行者または顧客）<sup>188</sup>に関する非公開情報を当該証券会社の親法人等や子法人等から受領したり、これらに提供することが原則として禁止されている（金商法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金商業等府令 153 条 1 項 7 号）。仮に上記の例で B 証券会社が A 銀行に口座情報を提供した場合、これらの金商法等の規定に違反しないかが問題となる。

金商業等府令では、(i)あらかじめ発行者等の書面による同意がある場合

---

<sup>187</sup> 宇賀 [2009] 120 頁。

<sup>188</sup> 「発行者等」の定義については、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）147 条 2 号参照。

のほか、(ii)法令等に基づいて非公開情報を受領しまたは提供する場合、(iii)内部管理に関する業務を行うために必要な情報を受領し、またはその特定関係者に提供する場合について、例外的に証券会社が親法人等に対し発行者等に関する非公開情報を提供することを許容している（金商業等府令153条1項7号イ、チ、リ）。

この点につき、(ii)の「法令等」は外国の法令が含まれるとされている（金商業等府令117条1項15号イ(1)）。口座情報の提供の直接の原因はFFI契約であり、「内国歳入法に基づく」といえるかはやや微妙ではあるが、内国歳入法に基づいているといえるとの見解が示されている<sup>189</sup>。また、(iii)の「内部管理に関する業務」には、(1)法令遵守管理に関する業務、(2)損失の危険の管理に関する業務、(3)財務・経理・税務に関する業務等が含まれる（金商業等府令153条3項）。

(1)の「法令遵守管理」とは、「業務が法令等（法令（外国の法令を含む）、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む）または金融商品取引業協会、金融商品取引所等の定款その他の規則（外国におけるこれらに相当するものを含む））を遵守したものであるかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させること」を意味するから、FFI契約に基づく義務の履行がこれに該当するかもしれない。また、(3)の「税務に関する業務」に該当するとの考え方もありうる<sup>190</sup>。

しかし、法令解釈が確実とはいえない場合には、顧客から同意をあらかじめ取得しておくのが安全であり、そのための負担が金融機関に生じると考えられる。

## （二）米国内口座閉鎖の可否

前述したとおり、FFI契約において、「外国法が米国内口座の情報の報告を禁じている場合には、その権利放棄（waiver）を当該口座保有者から得るよう努め、権利放棄を合理的期間内に得られない場合には、当該米国内口座を閉鎖すること」がFFIの義務として規定されている。米国内口座閉鎖の可否は、口座保有者とFFIとの間の契約内容次第であり、一概に結論を出すことは困難であるが、顧客に同意なく契約を解除することが契約違

---

<sup>189</sup> 浅井 [2011] 24頁。

<sup>190</sup> 同上。

反となることがありうると思われる。したがって、FFI は、顧客との契約違反による損害賠償を覚悟してでも口座を閉鎖し、FFI 契約を遵守するの  
か否かという困難な問題に直面する可能性がある。全銀協意見書も、「金融機関として強制的に顧客の口座を解約する場合等、…国内の法令その他の整備が必要になる可能性」があると指摘している<sup>191</sup>。

#### (ホ) パススルー支払いへの源泉徴収の可否

前述したとおり、FFI 契約に基づき、FFI は一定のパススルー支払いについて源泉徴収義務を負うことになる。源泉徴収を要するパススルー支払いの相手方である口座保有者との間の契約において、かかる源泉徴収を許容する契約条項が存在すれば問題はないが、そうでない場合は、改めて契約を改訂する等の対応が必要になり得るとと思われる。FFI 契約に基づく源泉徴収は、FFI 契約を締結することが（少なくとも形式上は）FFI の任意であることも考慮すると、例えば利子や配当の支払いから米国に対する税金を控除し源泉徴収することが顧客との契約上当然のように許容されるとはいえないように思われる<sup>192</sup>。現在の日本の金融機関の一般的な普通預金規定では、パススルー支払いに対する源泉徴収が許容されているといえるか疑義が存するように思われる。

#### ハ. FFI・NFFE にとって FATCA に基づく義務を遵守する積極的メリットに乏しいこと

QI レジームにおいては、QI となる積極的なメリットとして、米国人以外の顧客の情報を自らの営業上の競争者たりうる金融機関に開示することが不要になるというものがあった。これに対して、FFI 契約を締結することによる積極的なメリットは存せず、FFI 契約を締結しない場合のデメリットを避けられるという消極的な利益しか存しないように思われる。また、NFFE にとっても、実質的米国人所有者を開示することによって何らかの積極的なメリットが得られるということではなく、30%の源泉徴収を避けるという消極的なメリットが存在するにすぎない。

#### 二. 米国の源泉徴収義務者において、源泉徴収漏れのリスクが存在すること

---

<sup>191</sup> 全国銀行協会 [2010] 14 頁。

<sup>192</sup> 例えば日本の金融機関が、利子等の支払いに対して日本の所得税法等に置いて定められた源泉徴収税を控除するのは状況が異なるように思われる。

米国の源泉徴収義務者は、源泉徴収の対象となる支払いについて、支払いの相手先毎に30%の源泉徴収を要するの可否かを判断しなくてはならない。支払いの相手先から米国の源泉徴収義務者に提供される情報はどのようなものか、それを信頼することがどの程度許されるのか、等の問題がクリアにならない限り、源泉徴収漏れによる追徴課税を受けるリスクが存することになると思われる。QI レジームと比較して、30%の源泉徴収を要するのが大原則となっていること、源泉徴収を要する支払いの種類が拡大していること等から、米国の源泉徴収義務者のリスクが拡大するものとなりかねない。所得の受益者の情報を直接は把握しえない米国の源泉徴収義務者の責任の範囲を適切に限定することが重要となると思われる。財務省の最終規則によって取扱いがさらに明確にされることが望ましいと思われる<sup>193</sup>。

#### ホ. 米国の源泉徴収義務者にとって、FATCA レジームによって得られるメリットに乏しいこと

前述したとおり、QI レジームの導入は、カストディ業務に伴うリスクの軽減の観点から、米国源泉徴収義務者がむしろその導入を推進したという事情が存在した。これに対して、FATCA レジームにおいては、米国源泉徴収義務者にとって、上記のとおり拡大しかねない源泉徴収義務を負担するリスクに見合ったメリットがあるかどうか疑わしい。

#### ヘ. 内国歳入庁の管理能力の観点から過大な情報を取得することとなるリスクがあること

FATCA レジームの対象となる側からの観点から離れて、逆に FATCA レジームをエンフォースする側からみた問題もある。全世界から広範な情報を取得することにより内国歳入庁が情報を十分に管理できず、かえって迅速な税務執行の妨げとなる危険が存すると思われる。この点については IBFed 意

---

<sup>193</sup> 関連して、源泉徴収義務者の定義が広範であり、特に外国金融機関もその定義に含まれることから、源泉徴収義務者が複数存在する可能性が生じる。例えば米国金融機関（源泉徴収義務者）が FFI 契約を締結していない FFI に対して支払いを行ったうえで、当該 FFI（源泉徴収義務者）がさらに実質的米国人所有者について情報提供をしない NFFE に対して支払いを行った際に、源泉徴収義務者が複数存在する可能性がある。一定の整理が必要になると思われる。Marsan [2010a] p.48 も参照。

見書が以下のように指摘している<sup>194</sup>。

「FATCA が、米国課税当局への利用可能な情報のフローを最大化しようとする目的を達成するためには、規則は比例原則<sup>195</sup>に従うべきである。FATCA が金融機関に課す負担、および金融機関が顧客に対して課す必要のある負担は、これらの負担が米国政府へ十分な税収増をもたらす可能性及び／又は特定されていなかった米国人を十分に特定できるようにする可能性と比例的なものでなければならない。比例性の欠如は、FATCA の実効性をほぼ確実に脅かすことになる。例えば、もし米国政府がその網を広げすぎた場合、情報の波が内国歳入庁に押し寄せ——その多くは、役に立たず——管理不可能になる。これにより、かえって FATCA によって得ようとした有用な情報を米国政府が迅速に得ることが困難になる。」

費用対効果を考慮して、適切な範囲の規制を設けることが、FATCA レジームの成功のためには重要であると思われる。

#### ト. 租税条約違反の可能性が存すること

さらに、FATCA レジームの導入が、米国の締結した租税条約に違反する可能性もある。ニューヨーク州弁護士協会の租税委員会（New York State Bar Association Tax Section）は 2010 年 1 月 11 日付けの意見書で、以下のような指摘をしていた<sup>196</sup>。

「米国の締結した条約のもとでは、米国投資家を有することは、単に許容されているだけでなく、実際は条約の特典を受けるのに役立つものとして促されている。多くの条約はまた、法人の株主の属性とは関係なく、他方締約国の居住者である法人に特典を提供している。したがって、受益者がその実質的米国人所有者につき本人確認することなく還付を受ける資格がある場合、米国の条約上の義務により、受益者が還付を受けようとする際にその実質的米国人所有者につき本人確認することを還付の条件として求めるもの

---

<sup>194</sup> International Banking Federation[2010] p.2.

<sup>195</sup> 基本理念としての比例原則（Proportionality as a Guiding Principle）という表現が IBFed 意見書において用いられている。なお、ここでいう「規則」とは、今後制定される財務省規則を意味している。

<sup>196</sup> New York State Bar Association [2010] p13. Covington and Burling LLP のパートナー弁護士である Dirk Suringa 氏も、米国下院歳入委員会において同趣旨の懸念を示している。United States House Committee on Ways and Means [2009]参照。

ではないことを内国歳入法 1474(b)(3)条の文言上明確にすべきである。このような制限を欠く場合、当該条項は関連する条約をオーバーライドするものとなる。」

現在の FATCA の条文 1474(b)(3)条は、還付請求を行う場合には、①かかる受益者が米国人所有外国事業体であるかどうか、および、②当該事業体の実質的米国人所有者の属性、を財務省が判断するために必要な情報を提供する必要がある旨規定しているため、依然として、条約違反の可能性は存在するように思われる<sup>197</sup>。

## (2) 小括と今後の展望

### イ. 米国投資縮小の可能性

以上の分析によれば、FATCA レジームにおいては、一方で、米国人の全世界所得を広範に把握することが期待できるが、他方で、FATCA レジームには様々な問題点が存するということができる。特に FATCA レジームのもとで、広範な報告義務等を課せられる FFI 等のコストが膨大なものとなる場合、米国投資に関するビジネスからの撤退や、米国人の口座の閉鎖、新規口座の開設停止を行うことが合理的なビジネス判断となりうる。この点につき、IBFed 意見書は以下のように述べている<sup>198</sup>。

「海外に投資する米国人を特定するという FATCA レジームの目的は、大多数の FFI 及び NFFE が新たな源泉徴収・報告制度に参加し、その米国人顧客及び実質的米国人所有者の情報を提供することによってのみ達成されるであろう。ほとんどの FFI 及び NFFE にとって、参加するか否かの判断は、米国源泉の投資・活動から得られる利益が FATCA を遵守することのコスト、負担及びリスクを上回るかどうかというビジネス上の判断によるであろう。」

FATCA の成立を受けた日本の金融機関（FFI にあたる。）の対応についても、上記の観点から進められていると考えられる。日本の金融機関の FATCA 対応としては大きく、①米国投資をとりやめる、②米国人口座を保持しない

---

<sup>197</sup> Marsan [2010b] p.94 は、FATCA 成立後の文献であるが、租税条約違反の問題につき New York State Bar Association [2010]等を引用しながら論じている。

<sup>198</sup> International Banking Federation[2010] p.2.

ための手続を遵守し、みなし遵守 FFI として FATCA の適用対象外となる、③FFI 契約を締結する、のいずれかである（このほか、米国投資を継続しながら FFI 契約を締結しないという方法も考えられるが、30%の源泉徴収を受けることになるため、ビジネス判断としてはあまり現実的ではないように思われる）。メガバンクや大手金融グループ、顧客分の米国投資を扱う金融機関については、おそらく米国投資を取りやめるわけにはいかないため FFI 契約を締結すると予想されるが、自己分の米国投資のみを行う金融機関の場合は、①米国投資の取りやめ、②米国投資は継続するものの米国人口座保有者を排除してみなし遵守 FFI となる、といったオプションが現実的な検討の対象となる<sup>199</sup>。NFFE にとっても、米国への投資を継続するか、それとも実質的米国人所有者を開示するかを選択する必要がある。

これらの選択が全世界の FFI や NFFE において行われる結果、米国投資が縮小する可能性も否定できないと思われる。

#### ロ. 世界各国で同様の制度が導入され、米国金融機関等の負担ひいては世界各国の金融機関等の負担が飛躍的に増加する可能性もあること

FATCA レジームは米国一国で（他国の同意を必要とせず）導入可能なユニラテラルな手法ということができるが、それゆえに、FATCA レジームの導入を受けて、諸外国が同様の制度を導入し、米国金融機関等（さらには諸外国の金融機関等）に同様の報告義務が課される可能性もありうる。

タックス・ギャップの軽減という目的を有する FATCA レジームは、諸外国の政府にとっても合理的な目的を有する制度といえるため、一定の金融機関等の負担はやむをえないものとして、同様の制度を導入することが検討に値するものとなる。仮に同様の制度が諸外国により導入された場合、類似の報告義務等が積み重なることから、金融機関等の負担は極めて大きなものとなる（類似の報告義務等といっても、例えば報告対象となる口座等の判定基準は国によって異なる可能性が高いため、金融機関の負担は極めて大きなものとなる）であろうが、米国金融機関だけが報告義務等を負担しないという状態よりも、公平な競争条件が構築されるかもしれない。その代わり、世界

---

<sup>199</sup> 生田・前田 [2010b] 25 頁。また、国際課税事例研究会 [2011] 122 頁では、海外支店を撤収し、米国債への投資も活発ではなく、米国人が自行に口座を開設している件数はゼロとは断定できないものの極めて少数である等というケースにおいては、「FFI 契約を締結しないという選択もあり得る」との見解を示している。

の投資活動が全体として縮小する危険を伴うかもしれない。

また、そもそも FATCA レジームと同様の制度は、経済大国である米国のように、投資先国が投資対象としての魅力があることを前提として初めて実効的なものとして導入が可能になるとすると<sup>200</sup>、そのような魅力のない国にとって導入は実質的に不可能であり、諸外国によって同様の制度の採用が不可能であれば、国際的な協調とはかけはなれた事態が生じるように思われる<sup>201</sup>。今後の諸外国の対応を予測することは現状では困難であるが、情報交換に関する条約締結等にみられるように、タックス・コンプライアンスのためにこれまで行われてきた国際協調を妨げかねない危険を有するものと思われる。

## 8. 米国税制の発展から得られる日本への示唆

米国の FATCA の成立を受けて、日本でも同様の制度を導入することを検討すべき時期に来ているとの意見が提案されている<sup>202</sup>。国外源泉所得や外国事業体の背後に存在する居住者の所得を把握するのに有用な情報の提供を外国の金融機関等に要求することを政策目標とする場合、QI レジームにおいてはこれらの情報の入手が困難であった米国の経験を考慮すれば、QI レジームと類似する制度を採用するだけでは不十分であると思われる。そこで、以下では、日本の課税当局が、国外源泉所得・外国事業体の背後に存在する居住者の海外金融資産から生じる所得も含めて把握することを目標とするという前提で、FATCA レジームと類似する制度を日本が導入することの可能性、導入にあたって解決すべき問題点を検討する。また、QI レジーム、FATCA レジームの分析・評価をもとに、これまで OECD においてクロスボーダー投資に関する租税条約の特典の適用手続の改善に関する議論がなされていることも念頭において、今後の日本の税制の展開への示唆を得る。

### (1) FATCA レジームに類似する制度を導入することの実現可能性を高める事情

---

<sup>200</sup> 例えば日本の大手金融機関等が FFI 契約を締結するのは、米国投資に関するビジネスがなお魅力的だからである。

<sup>201</sup> また、居住者の所得に対する国外所得免除方式を採用している国にとっては、FATCA レジームと同様の制度を導入しても、全世界所得課税を採用している国と同様の効果を得られるわけではないため、この面でもやはり対等とは言い難い。

<sup>202</sup> 川田 [2011] 102 頁。

以下で述べるように、現在の日本の状況に鑑みれば、FATCA レジームに類似する制度を導入する合理性があること、そして、新制度の導入の基盤となりうる制度が既に存在していることが、新制度導入の実現可能性を高める事情となると思われる。

#### イ. 全世界所得課税強化によるメリットが大きく、新制度導入の合理性が認められること

前述したとおり、日本は、居住者に対する全世界所得課税を採用しており、居住者が外国口座を通じて得ている所得、外国事業体の背後に隠れて得ている所得につき、本来であれば申告すべきであるにもかかわらず、適切に申告がなされていないことが大きな課題として指摘されるようになっている。そこで、米国と同様に、強力な報告義務等を外国金融機関等に課す FATCA レジームに類似した制度を導入した場合、課税当局が居住者の海外金融資産・所得を把握することが可能となり、その結果、日本の税収増が見込まれ、ひいては納税者の課税の公平感を確保し、申告納税制度にとって得られる利益が大きいと思われる。このことは、FATCA レジームに類似した制度を導入することの合理性を裏付けている。多少のコストやデメリットがあってもそれに比して得られる利益がなお大きいのであれば導入すべきであると思われる。ただし、政策立案者は、申告されていない所得の規模を合理的な根拠をもって適正に見積もるべきであり、合理的な資料を基にして、導入の可否について慎重な議論が行われることが望ましいであろう。

#### ロ. 既存の適格外国仲介業者の制度を基礎にすることにより新制度導入のコストを若干低減できる可能性があること

源泉徴収制度を利用して、カストディアンとして活動する外国の金融機関に本人確認や一定の資料提出等の要求を可能としている制度が日本に既に存在しており、これを発展あるいは参考にすることにより、FATCA レジーム類似の制度を導入することが可能であるように思われる。このことは、新制度導入のコストを一定程度軽減するものであると思われる。

すなわち、振替国債、振替地方債、振替社債に限っては、外国に所在する一定の金融機関を「適格外国仲介業者」(Qualified Foreign Intermediary)として日本政府が承認し、適格外国仲介業者に開設された口座

を通じて振替国債等へ投資が行われた場合に、非課税の取扱いを認めるという制度が既に導入されている。振替国債についての非居住者非課税制度を例にとっていえば、適格外国仲介業者とは、租税特別措置法5条の2第5項4号に定義されており、「外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第162条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課および徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者」をいう。要点を述べれば、①社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関の指定を受けていること、②国債振替決済制度の外国間接参加者として日本銀行の承認を受けていること、③租税の賦課および徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する租税条約の相手国に本店または主たる事務所を有すること等の要件を満たす者ということになる<sup>203</sup>。

適格外国仲介業者を利用した振替国債の非居住者非課税制度等は、米国のQIレジームを範としていられるもの、両制度の導入の趣旨、制度設計は少なからず異なっている<sup>204</sup>。

まず、適格外国仲介業者の導入の趣旨は、国債の国外の投資家による取得を促進すること、すなわち日本投資の促進にあったと考えられるが<sup>205</sup>、QIレジームの導入の目的は、（外国投資家の顧客情報保護等を通じた）投資促進という側面もあるものの、前述したとおり、①租税条約が締結されている外国人・外国法人の投資家に適切な源泉徴収税率を課すことと、②外国口座を通して米国有価証券に投資する米国人を洗いだすことが主な目的であった。

また、制度設計も異なっている。例えば、

(i)適格外国仲介業者は、適格外国仲介業者の承認申請書を国税庁長官宛に提出して、国税庁長官が承認するという「申請・承認方式」が採用されているが、QIレジームは、QI契約の申込・承諾という「契約方式」が採用されている。

(ii)適格外国仲介業者の制度においては、非課税適用申告書が税務署長に提出されることによって、外国人投資家の情報が税務当局に提供される仕組みとなっているが、これに対して、QIレジームでは、個別の外国人投資家

---

<sup>203</sup> 適格外国仲介業者に関する財務省の下記ウェブサイト参照 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/qfi.htm>)。

<sup>204</sup> 松田 [2008] 49頁。

<sup>205</sup> 松田 [2008] 47頁。

の情報が同業の金融機関はもとより、原則として内国歳入庁へも提供されない。

(iii)適格外国仲介業者の制度は、あくまで振替国債・振替地方債・振替社債に限った制度であるのに対して、QI レジームは、租税条約の特典の適用や株式への投資等を含め、広く FDAP 所得への投資を対象とする制度（振替制度にも限られない）であるという相違点がある。

(iv)適格外国仲介業者が源泉徴収義務を負う規定は存しないが、QI レジームにおいては、第一次的か否かはともかく、QI が源泉徴収義務を負担するという相違点もある。

しかし、適格外国仲介業者は QI と類似する部分も存する。適格外国仲介業者は、日本国債等に投資する投資家から非課税適用申告書の提出があった場合、租税特別措置法 5 条の 2 第 11 項に規定するところにより本人確認を行うことや、非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出することが求められ、資料の提出がなされない場合には、適格仲介業者としての承認が取り消される（租税特別措置法 5 条の 2 第 7 項）<sup>206</sup>。これと同様に QI も投資家の本人確認を行うこととなるし、内国歳入庁による実地監査または外部監査によって QI としての業務の適切さにつきチェックを受けることになり、契約違反が認められれば QI 契約が解除される。

以上のように、限定的ではあるものの、日本も自らの源泉徴収制度を利用してカスタディアンとして活動する外国金融機関に対して、投資家の本人確認や関連資料の提出を要求する制度を既に有しているものであり、これを発展させることにつき検討の余地が十分にあるように思われる<sup>207</sup>。また、契約方式と申請・承認方式のいずれにおいても、外国の金融機関に対してほぼ同様の義務を規定することは可能であるように思われることから、申請・承認方式を維持・発展させて FATCA レジーム類似の制度を導入することも可能であるように思われる。

したがって、FATCA レジーム類似の制度を導入する際に、日本は、全く新しい制度を導入するというのではなく、QI レジームの経験をもとに FATCA レジームを導入した米国と同様に、適格外国仲介業者の制度を拡

---

<sup>206</sup> すなわち、承認を取り消された金融機関に開設された口座を通じて日本国債等に投資しても、投資家は非課税の適用を受けられないこととなり、制度の実効性が担保される。

<sup>207</sup> QI レジームを維持しつつ FATCA レジームを導入した米国と同様に、適格外国仲介業者制度を維持しつつ FATCA レジーム類似の制度を導入するかどうかは更なる検討課題となると思われる。

張・発展させることが可能であると思われ、制度導入のコストは若干低減できるように思われる。また、既に適格外国仲介業者となっている多くの主要な外国金融機関<sup>208</sup>が日本国債等への投資に関与していることも、新制度導入に要する関係機関との交渉のコスト等の観点から導入を容易にする要素となるかもしれない。

## (2) FATCA レジームに類似する制度を導入することにつき政策論・法律論の両面から問題点が多く存すること

しかしながら、FATCA レジームに類似する制度を導入することには、政策論・法律論の両面から問題点が多く存在すると考えられる。以下、主な問題点の概要を説明する。

### イ. 政策論の観点からの問題点

#### (イ) 日本への投資を縮小させる危険性があること

FATCA レジームに類似する制度の導入は、日本への投資（証券投資）を縮小させる危険がある。米国の場合は、その経済力を背景に、相当の金融機関等が FATCA レジームに参加することが見込まれるものの、日本が同様の税制を導入するとした場合に、全世界の金融機関等から協力を得ることが期待できるか否か慎重な検討が必要となる。全世界の金融機関等から協力を得るためには、制度の適用対象となる金融機関等を（米国の FATCA の場合以上に）絞り込む等して、金融機関等の負担するコストを減少させる必要があると思われる。具体的には、報告対象となる口座を限定するために、相当高額の残高が認められる口座に限って報告対象とすること等の措置が必要になってくると思われる。

#### (ロ) 外国投資家による日本投資を促進してきた従前の我が国の政策を転換するものとなること

また、外国投資家による日本投資の促進のため、振替国債、振替地方債、振替社債の非居住者非課税制度を導入・拡充してきた経緯になじまない改正

---

<sup>208</sup> 適格外国仲介業者となっている外国金融機関は平成 19 年 9 月 30 日現在で、100 以上存在する。例えば JP モルガンチェース、バンクオブニューヨーク、シティバンク、ゴールドマン・サックス等が含まれている。注 203 の財務省ウェブサイト参照。

方針ということになるという問題もある。

#### (ハ) 日本の金融機関からの抵抗も予想されること

さらに、日本の金融機関から反対がなされる可能性もある。前述したとおり、FATCA レジーム類似の制度を導入する場合、源泉徴収漏れを指摘されるリスクが源泉徴収義務者となる日本の金融機関に生じ、したがって、このような制度を導入することに抵抗を示す可能性がある。

以上によれば、FATCA レジームに類似する制度を導入することに関する政策的なハードルは高いものと考えられる。

#### ロ. 法律論の観点からの問題点

さらに、法律論の観点からも重要な問題点が存在するように思われる。

#### (イ) 租税条約違反となるおそれがあること

まずは、FATCA レジーム類似の制度を導入することが、日本が締結している租税条約に違反する可能性があるという問題があるように思われる。すなわち、最終的には租税条約による軽減税率・免税の特典を享受して還付を受けられるとしても、FATCA レジーム類似の制度を導入することにより、還付の要件が、日本の締結している租税条約で合意されていない特典制限条項を設けるのと同様のものとなる場合には、租税条約違反となる可能性がある。例えば、米国で既に指摘されているように、特典を享受する他の締約国居住者が法人である場合に、FATCA レジーム類似の制度を導入することにより、その背後にいる個人（株主等）の情報を提供することを還付の要件とする場合は、日本の締結している租税条約によっては（特に特典制限条項を設けていない租税条約の場合には）、租税条約違反となる危険がある。したがって、租税条約の特典条項の有無・内容に配慮しながら、租税条約違反とならないように制度を構築する必要がある。

また、源泉徴収を行ったうえで還付請求により取戻すことを原則とするに等しい FATCA レジーム類似の制度を導入することが、租税条約の条項に直接違反しないとしても、その趣旨目的に明らかに反するような合理性を欠く

課税制度として実質的に条約に違反するものとされる可能性もありうる<sup>209</sup>。制度の導入にあたっては、制度目的に照らして広範にすぎる規制とならないように適用除外規定を適切に設ける等して、全体として合理性のある制度とすることが求められるように思われる。

#### (ロ) 仲介機関としての外国金融機関に源泉徴収義務を課すことの問題点

前述したとおり、FATCA レジームにおいては、FFI 契約を締結した FFI に対して、①非協力的口座保有者、②FFI 契約を締結していない FFI および実質的米国人所有者の情報を提供しない NFFE への支払いにつき源泉徴収義務を課すことが重要な仕組みの一部となっている。

これに対して、従前の日本の源泉徴収・報告制度は、日本国内への投資所得に関して仲介機関としての外国の金融機関に源泉徴収義務を課すことになじまないという問題がある。

はじめに、所得税法の原則的な規定をみると、非居住者・外国法人の国内源泉所得に対して課される所得税の源泉徴収義務者の場合であれ（所得税法 212 条）、居住者・内国法人の所得にかかる所得税の源泉徴収義務者の場合であれ（所得税法 181 条、212 条等）、所得税法は、いずれも、源泉徴収の対象とされる所得の「支払をする者」を源泉徴収義務者とする規定している。そして、「支払をする者」の意義については、大蔵省主税局の担当者が、「支払われる国内源泉所得の支払義務を最終的に負う者を示すものであり、現実に支払行為をする者、例えば支払委託を受けてその国内源泉所得の支払いをする代理人又は支払代行機関等を指すものではない。したがって、支払われる国内源泉所得が、債券利子であるときは債券発行人等、預貯金利子であるときは預け入れを受けた金融機関等、配当であるときは株式発行人、使用料等であるときは使用料等を生ずべき資産の使用人、貸付金利子であるときは貸付金の債務者、給与であるときは雇用者等が、『その支払をする者』に該当する。」と解説している<sup>210</sup>。

この解説内容は、源泉徴収義務者とされる者は、その所得の最終的な支払債務者、言い換えると支払いを受ける者との関係において債務者である者と

<sup>209</sup> タックス・ハイブンを対策税制が日星租税条約に違反するか否かが争われた最判平成 21 年 12 月 4 日判タ 1291 号 194 頁の判決理由参照。

<sup>210</sup> 田口 [1965] 243 頁。宮崎 [2010] 667 頁～668 頁も参照。

する、という考え方を示すものである<sup>211</sup>。

次に、租税特別措置法の規定を検討する。まず、振替国債の非居住者非課税制度については、所得税法の定める源泉徴収義務者を変更するような規定は存しない<sup>212</sup>。

これに対して、株式の配当にかかる源泉徴収義務については所得税法の定める源泉徴収義務者を変更する規定が存在する。社債、株式等の振替に関する法律に基づく株式振替制度の適用を受けている上場株式等の配当については、上場株式が振替制度の適用を受けて電子化された（2009年1月5日）のを受けて、2009年に租税特別措置法9条の3の2で所得税法に定められている原則的な源泉徴収義務の特則が設けられた。そして、これが非居住者・外国法人に支払われる上場株式等の配当にも適用されることとされた（2010年1月1日施行）。この条文について、実務上は、株式振替制度の適用を受けている上場株式の配当について、非居住者・外国法人たる外国投資家が配当等につき、口座開設先の口座管理機関を通じて受領することを選択した場合には、その選択により、国内にあって非居住者・外国法人たる外国投資家に最も近い口座管理機関（すなわち、非居住者・外国法人に対して直接配当等の交付を行う口座管理機関）が当該配当について源泉徴収義務を負うこととされると解されている（租税特別措置法9条の3の2第1項）<sup>213</sup>。また、この規定により口座管理機関が源泉徴収義務を負うこととなる場合に徴収納付すべき所得税は、所得税法2条1項45号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税法、国税通則法および国税徴収法の規定を適用することとされ、さらに、所得税法に定められている原則的な源泉徴収制度上の源泉徴収義務者である、株式の発行会社であり配当の支払いをする者には、所得税法の源泉徴収義務を定める規定を「適用しない」と規定されている（同条2項）。すなわち、租税特別措置法9条の3の2では、口座管理機関が配当の支払いの受け渡しに関与し、配当を非居住者・外国法人たる外国投資家に交付する場合には、源泉徴収義務者が株式の発行会社から口座管理機関に変更され、源泉徴収義務者としての責任はすべて口座管理機関が負うという制度設計がなされている<sup>214</sup>。

しかしながら、租税特別措置法9条の3の2は、外国の仲介金融機関に源泉徴収義務を課す規定ではない。

---

<sup>211</sup> 宮崎 [2010] 668 頁。

<sup>212</sup> 宮崎 [2010] 671 頁。

<sup>213</sup> 同上。

<sup>214</sup> 同上。

以上によれば、現在の日本の法制においては所得税法上も租税特別措置法上も、日本への証券投資に関して、外国に所在する仲介機関（カストディアン）として活動する金融機関が源泉徴収義務者となることは想定されていないと考えられる。したがって、FATCA レジームと同様に外国金融機関に対して源泉徴収義務を課すことを前提とする場合、国内法上（外国金融機関との間で契約を締結する方式を採用する場合は契約上）、外国金融機関に源泉徴収義務を課すことを明確に規定する必要があり、またそのような規定を設けることが源泉徴収に関する執行面も含めて相当であるか否か慎重に検討する必要がある。

この点、重層的な証券保有構造を前提とした場合、非居住者・外国法人たる外国投資家に最も近い口座管理機関こそが、徴税上特別の便宜を有し、徴税の能率を挙げられる立場にあるということ等から、外国の金融機関に源泉徴収義務を負わせることが相当であることを示唆する見解がみられる<sup>215</sup>。これはクロスボーダー投資における租税条約の適用手続の改善に関するOECDにおける非公式諮問部会における議論およびOECD [2009]の内容を踏まえたものである<sup>216</sup>。

すなわち、OECD [2009]においては現在のほとんどの租税条約においては、軽減税率等の適用条件として、源泉地国の源泉徴収義務者が所得の受益者となる投資家の情報を入手し、源泉地国の税務当局に提出することを要求しているが、このような制度は重層的な証券保有構造に適合的でないという問題意識が存在する。すなわち、クロスボーダー投資においては、投資家が直接証券発行体に投資することはほとんどなく、投資家と証券発行体との間に幾層ものの「仲介者」が存在しているが、仲介者を通じて投資家情報が伝えられることは単にコストがかかるだけではなく、競争者たりうる金融機関に顧客情報を提供するものであり望ましくないと考えられている。そこで、OECD [2009]は、租税条約上の特典付与手続として実務上望ましい最良の実行方法（ベスト・プラクティス）のモデルを示している。

ベスト・プラクティスとして、階層化構造の中にある仲介金融機関が

---

<sup>215</sup> 宮崎 [2010] 675 頁。同文献においては源泉徴収義務を課すことの合憲性について判示した最高裁判例（最大判昭和 37 年 2 月 28 日刑集 16 卷 2 号 212 頁および最大判昭和 37 年 2 月 21 日刑集 16 卷 2 号 107 頁）についても分析されており、外国の金融機関を源泉徴収義務者としても違憲とはならないという前提で述べられている見解であると考えられる。

<sup>216</sup> OECD [2009]を参照。OECD [2009]については、宮崎 [2010] 657 頁以下のほか、中澤 [2009] 37 頁、宮武・宮木・宮崎 [2010] も参照。

authorized intermediary（「AI」）として源泉地国の政府と契約し、または、源泉地国の政府から認定を受けることにより、クロスボーダー投資を行う投資家が租税条約上の特典を受けるために必要な情報を、各投資家を特定した情報としてではなく、租税条約適用上必要な属性ごとにまとめたプール情報のみを提供することで足り、源泉徴収義務者はその情報に基づいて源泉地国による租税条約の適用を当該所得の支払時に行うという QI レジームに類似した制度が提案されている（このような制度を「AI レジーム」という。）。ベスト・プラクティスでは、仮に投資家に対して不適切な軽減税率が適用された場合には、仲介者から提供された投資家に関する情報の真正性を源泉徴収義務者が判断することは困難である以上、過少源泉徴収分の責任を源泉徴収義務者に負わせることは困難であり、一定の場合には、AI の責任を追及することもありうると思われる。すなわち、AI に源泉徴収に関する義務を負担させることがベスト・プラクティスの一部として検討されているということができる。

今後、全世界所得課税の強化のための FATCA レジーム類似の制度の導入という文脈のほかにも、租税条約の特典の適用手続の改善という文脈から、AI レジームの導入および外国金融機関を源泉徴収義務者とする（または源泉徴収に関する責任を負担させる）問題が本格的に検討される可能性が十分に存在するものと思われる。この問題が解決された場合、FATCA レジーム類似の制度の導入を可能とする重要な条件の 1 つが満たされることになる。

### （3）結論と展望

以上の検討によれば、FATCA レジーム類似の制度を導入するに際しては、政策論・法律論上解決すべき課題が多く存在するが、いずれもおよそ解決不能なものではなく、導入は可能ということが出来る。しかしながら、導入に向けたハードルは相当高いものといわざるをえず、現時点で直ちにこのような制度を導入することは現実的ではないと思われる。当面の間は、二国間・多国間の協力の枠組みである租税条約等による情報交換制度をさらに発展させつつ、日本単独で導入可能な方策として納税者にその海外金融資産・所得に関する情報を申告させる制度の導入を行うこと等による対処を行うことが現実的であるように思われる。

ただし、仮に諸外国が同様の制度の導入を開始した場合には、日本の金融機関の負担のみが増大していくこととなりかねず、その場合は、対抗的に同様の制度を導入することが喫緊の検討課題となりうるように思われる。

中長期的には、クロスボーダー投資に関する租税条約の特典の適用手続の改善の観点から、QI レジームに類似した AI レジームの導入が日本においても課題となる可能性がある。そして適格外国仲介業者の制度を既に有する我が国においては QI レジームに類似した制度の導入へのハードルは比較的低いものと予想される<sup>217</sup>。QI レジームに類似した制度が導入された場合、FATCA レジーム類似の制度を導入することが次のステップとしてより現実的な課題として検討されることになると予想される。その際には、米国の FATCA レジームの展開を踏まえてさらに詳細かつ現実的な制度の検討が可能となっているであろう。

後注:脱稿後の 2011 年 4 月 8 日に FATCA に関する追加のガイダンスである Notice 2011-34 が公表された。このガイダンスでは、既存個人口座についての米国民口座の特定の手続、パススルー支払いの意義、みなし遵守 FFI に該当する金融機関の範囲等について述べられている。

---

<sup>217</sup> QI レジームは、そのメリットにより、導入に際して世界の金融機関、米国の金融機関の協力を得られており、日本においても同様の制度の導入は比較的容易と思われる。ただし、中澤 [2009] 45 頁は、「独立の承認された調査者」(approved independent reviewer) に適格仲介者の調査を行わせることは、税務調査の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討が必要になります。さらに、過少源泉分の責任を源泉徴収義務者ではなく仲介者にシフトすることは、これまでの我が国における源泉徴収義務者の位置づけを修正することにもなります。こうした点を踏まえれば、OECD 自身も本報告書における提言を『長期的プロジェクト』と位置づけておりますが、我が国にとっても、本報告書の提言の実現の前にはいくつもの高い壁が存在していると考えられます。」等と指摘している。しかしながら、源泉徴収義務者の位置づけを修正することが合理的かつ可能であることについては宮崎 [2010] が既に十分に論じているところであり、また、外部監査を行うことについても、適格外国仲介業者の制度と同様に税務署長による資料提出要求等を併置させるのであれば、履行確保は相当程度図られるように思われる。なお、景山 [2002] 313 頁は、QI レジームについて、「(租税条約の適用手続を改善し、我が国の課税ベースを守るための方法として)「我が国においても大いに参考になるものとする」との見解を示している。

## 参考文献

- 浅井弘章、「外国口座コンプライアンス法に関する諸問題」、『銀行法務 21』、726号、2011年、18～25頁
- 生田ひろみ・前田幸作、「外国口座税務コンプライアンス法成立（Foreign Account Tax Compliance Act: FATCA）重要規則の解説と規則の概要」、『トーマツリサーチセンター会計情報』、406号、2010年 a、28～34頁
- 、「米国税制改正『外国口座税務コンプライアンス法』」、『金融財政事情』、2892号、2010年 b、36～39頁
- 、「『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）ガイダンスの概要」、『金融財政事情』、2907号、2010年 c、22～28頁
- 石井道遠、「タックス・コンプライアンスを巡る国際的連携の動きと我が国の政策対応の在り方（試論）」、RIETI Discussion Paper Series 10-J-033、2010年
- 宇賀克也、『個人情報保護法の逐条解説（第3版）』、2009年
- 占部裕典、「資料情報制度—現行制度の法的評価と今後の課題」、『租税法研究』、27号、1999年、48～70頁
- 小野祐司、「公的機関からの問合せと金融機関の対応」、『ファイナンシャルコンプライアンス』、39巻5号、2009年、30～34頁
- 景山智全、「集団投資スキームにおける課税上の問題点」、『税大論叢』、40号、2002年、218～315頁
- 川田 剛、「米国の『外国口座税務コンプライアンス向上法—オフショア預金の開示強化—』」、『国際税務』、31巻1号、2011年、100～102頁
- 国際課税事例研究会、「米国投資が小規模の地銀における米国 FATCA 法への対応」、『国際税務』、31巻1号、122～123頁
- 国税庁、「平成 21 事務年度 法人税等の調査事績の概要」、2010年
- 全国銀行協会、「外国口座コンプライアンス法についての意見書」、2010年
- 田内彦一郎、「海外資産の把握及び法制の異なる資産等の取扱い」、『税大論叢』、52号、2006年、156～197頁
- 田口勝彦、「非居住者・外国法人課税の改正の概要」、『税経通信』、20巻7号、1965年、230～248頁
- 手塚崇史、「厳格化が求められる口座管理と態勢整備—FATCA、マネー・ローンダリング対策報告書の発表を踏まえて—」、『ファイナンシャルコンプライアンス』、41巻4号、2011年、59～66頁
- 永井 博、「国際化における資料情報制度及び情報交換制度の課題」、『税大論叢』、34号、1999年、389～498頁
- 中里 実、「経済の変貌と租税行政の将来」、『松沢智先生古希記念論文集 租税行政と納税者の救済』、中央経済社、1997年 a、205～231頁

- 、「外国為替法改正と租税法」、『税経通信』、52 卷 8 号、1997 年 b、25～34 頁
- 中澤剛太、「OECD における租税条約に関する議論の展開—クロスボーダー投資における租税条約の適用手続の改善—」、『国際税務』、29 卷 4 号、2009 年、37～45 頁
- 中山 清、「租税条約の特典制限条項 (LOB)」、『フィナンシャル・レビュー』、84 号、2006 年、134～151 頁
- 藤原彰吾、「外部機関からの要請に基づく開示」、『金融法務事情』、1802 号、2007 年、18～21 頁
- 古川武宏、「米国『外国口座コンプライアンス法』のわが国金融機関への影響」、『ファイナンシャルコンプライアンス』、40 卷 11 号、2010 年、82～87 頁
- 本庄 資、「企業課税強化に転換する米国の租税政策と税務行政」、『税研』、25 卷 4 号、2010 年、61～68 頁
- 増井良啓、「租税条約に基づく情報交換—オフショア銀行口座の課税情報を中心として—」、IMES Discussion Paper No.2011-J-9、2011 年
- 前田幸作、「オバマ政権 2010 年税制改正案 QI (Qualified Intermediary) 制度の強化と日本の金融機関への影響について」、『トーマツリサーチセンター会計情報』、397 号、2009 年、24～27 頁
- 松田直樹、「国際投資等に係る税制のあり方」、『税大論叢』、59 号、2008 年、1～138 頁。
- 水谷年宏・藤澤鈴雄・水野 寛、「国際課税の執行を巡る最近の動向」、『国際税務』、31 卷 1 号、2011 年、22～35 頁
- 宮武敏夫・宮木優治・宮崎裕子、「IFA 北東アジア 3 国 (中日韓) 租税会議の報告 (Session III の報告)」、『租税研究』、731 号、2010 年、261～279 頁
- 宮崎裕子、「クロスボーダー投資と源泉徴収制度のあり方に関する一考察」、金子宏編、『租税法の発展』、2010 年、657～678 頁
- セッツァー セオドア D.、「米国における主要な国際課税立法提案」、『租税研究』、723 号、2010 年、66～94 頁
- デネヒー エドワード・沢村百合子・コリンズ チップ、「米国源泉徴収税規則における QI (適格仲介人) 20 年の歴史 第 1 部」、『国際税務』、20 卷 11 号、2000 年 a、8～11 頁
- 、「米国源泉徴収税規則における QI (適格仲介人) 20 年の歴史 第 2 部」、『国際税務』、20 卷 12 号、2000 年 b、28～31 頁
- ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所、「オフショア口座及び事業体に係るコンプライアンスに関する諸問題 (1)」、『税務事例』、40 卷 11 号、2008 年 a、52～56 頁
- 、「オフショア口座及び事業体に係るコンプライアンスに関する諸問題

- (2)」、『税務事例』、40 卷 12 号、2008 年 b、49～54 頁  
——、「オフショア口座及び事業体に係るコンプライアンスに関する諸問題  
(3)」、『税務事例』、41 卷 1 号、2009 年、58～61 頁
- Collins, Chip K., “New US Withholding Tax Procedures Implications for Financial Intermediaries,” 2000.
- Department of the Treasury, “General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2010 Proposals,” 2009.
- , “General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2011 Proposals,” 2010.
- Government Accountability Office, “Tax Compliance: Qualified Intermediary Program Provides Some Assurance that Taxes on Foreign Investors Are Withheld and Reported, but Can Be Improved,” 2007.
- International Banking Federation, “The Foreign Account Tax Compliance Act,” 2011 (available at <http://www.ibfed.org/news/ibfeds-recommendation-to-us-authorities-on-the-foreign-account-compliance-t>).
- Japan Securities Dealers Association, “Comments on Foreign Account Tax Compliance Act Provisions (Reporting on Certain Foreign Accounts),” 2010.
- Joint Committee on Taxation “Selected Issues Relating To Tax Compliance With Respect To Offshore Accounts and Entities,” 2008.
- , “Tax Compliance and Enforcement Issues with respect to Offshore Accounts and Entities,” 2009a.
- , “Description of Revenue Provisions Contained in the President's Fiscal Year 2010 Budget Proposal Part Three: Provisions Related to the Taxation of Cross-Border Income and Investment,” 2009b.
- , “Technical Explanation of the Revenue Provisions Contained in Senate Amendment 3310, The “Hiring Incentives to Restore Employment Act,” under Consideration by the Senate,” 2010.
- Karlin, Michel J. A., Soo-Jeong Ahn, “IRS Proposes Comprehensive Revisions of Rules On Withholding on Payments to Foreign Persons,” 1996 (available at <http://www.morganlewis.com/index.cfm/fuseaction/publication.detail/publicationID/27731d28-dd3d-4232-87d6-f076d3174671>).
- Marsan, Dean, “An Analysis of the Green Book's International Tax Enforcement Provisions for U.S. Persons,” *Taxes-The Tax Magazine*, 86(6), 2009, p 33-44.
- , “FATCA: The Global Financial System Must Now Implement a New U.S. Reporting and Withholding System for Foreign Account Tax Compliance, Which Will Create Significant New Exposures-Managing This Risk (Part I),” *Taxes-The Tax Magazine*, 88(7), 2010a, pp.27-92.

- , “FATCA: The Global Financial System Must Now Implement a New U.S. Reporting and Withholding System for Foreign Account Tax Compliance, Which Will Create Significant New Exposures-Managing This Risk (Part II),” *Taxes-The Tax Magazine*, 88(8), 2010b, pp.19-104.
- McKenna, Shawn P., “Impact of the HIRE Act on Non-Financial Foreign Entities and the U.S. Entities with Which They Do Business,” *BNA Daily Tax Report*, September 15, 2010.
- New York State Bar Association Tax Section, “Comments on the Foreign Account Tax Compliance Legislation,” 2010.
- OECD, “Possible Improvements to Procedures for Tax Relief for Cross-Border Investors,” 2009.
- Permanent Subcommittee on Investigations, “Tax Haven Banks and U.S. Tax Compliance,” 2008.
- Suringa, Dirk J.J., “FATCA, Round Two,” *BNA Tax & Accounting*, 2010 (available at <http://www.bnatax.com/insightsdetail.aspx?id=2147484435>).
- The Investment Trusts Association, Japan, “Comments on Foreign Account Tax Compliance Act Provisions,” 2010.
- United States House Committee on Ways and Means, “Statement of Dirk J.J. Suringa Before The Subcommittee on Select Revenue Measures of The Committee on Ways & Means of The U.S. House of Representatives on The Subject of Foreign Bank Account Reporting and Tax Compliance,” 2009.
- United States Senate Committee on Finance, “Baucus, Rangel, Kerry, Neal Improve Plan To Tackle Offshore Tax Abuse Through Increased Transparency, Enhanced Reporting And Stronger Penalties,” 2009 (available at <http://finance.senate.gov/newsroom/chairman/release/?id=c661a192-81e8-4bdf-8502-242615963f71>).